

## 第一章 日本体育会の創立とその社会的機能

### 第一節 日本体育会創立者 日高藤吉郎とその経歴と創立の意図

#### 第一項 日高藤吉郎の経歴

明治二十四年（一八九一）八月十一日に産声をあげ今日まで命脈を保ってきた日本体育会は、日高藤吉郎といふひとりの傑出した人物によつて創立されたことで知られる。日高が如何なる意図でこの日本体育会を創立しようとしたのか、またそれが何故に社会の受け容れるところとなつたのかについては、日高自身の手になる二種類の履歴書とおして垣間見ることが出来る。その履歴書は同じように日高の創立になる成城学校（現在の私立成城高等学校）に伝えられているものであるが、以下で引用しておくこととしたい。

#### △その一▽

##### 履歴

- 一 明治 九年 一月廿一日 教導團歩兵第一大隊へ入隊
- 一 同 年 六月十四日 二等生徒申附候事
- 一 明治 十年 四月 五日 教導團学術卒業候事

教導團歩兵第一大隊  
教導團長陸軍大佐高嶋鞆之助

- 一 同 年 三月 九日 任陸軍伍長 陸軍大尉正七位 井上貞真奉
- 一 同 年 三月 十日 東京鎮臺附申付候事 陸軍省
- 一 同 年 三月 十日 後備歩兵第二大隊附申付候事 東京鎮臺
- 一 同 年 四月 九日 神戶表ニ出張被申附 別働第二旅團
- 一 同 年 七月 九日 一等給下賜候事
- 一 同 年 九月 廿九日 賊徒平定ニ付凱旋歸京被申付
- 一 明治十一年 三月 七日 歩兵第一聯隊第二大隊 東京鎮臺
- 一 同 年 十二月 廿九日 鹿兒嶋賊徒征討之際尽力其功不少候ニ 大政大臣 三條實美
- 一 明治十二年 七月 十七日 任陸軍歩兵軍曹 陸軍省
- 一 明治十五年 九月 廿五日 一等給下賜候事 陸軍歩兵大佐從五位勲三等
- 一 明治十六年 一月 十八日 射手優等徽章下賜候事 岡沢精奉
- 一 明治十七年 三月 七日 精勤証書下賜候事 東京鎮臺歩兵大佐 乃木希典
- 一 明治十七年 三月 七日 射手優等徽章下賜候事 歩兵中佐 立見尚文
- 一 明治十七年 三月 八日 後備軍艦員申付候事 東京鎮臺
- 一 常備服役中二百五十日精勤ニ付褒賞休
- 一 業廿八日間六度下賜
- 一 明治十六年十二月 獨逸學協會學校変則科へ入學以テ今ニ
- 一 至ル

右之通罰則及訴訟ニ關スル事件一切無御座候也

御備軍艦員

設立者兼学校校長

歩兵軍曹勲七等 日 高 藤 吉 郎

明治十七年十月十八日

△その二△

履 歴 書

東京市牛込區市ヶ谷柳町二十五番地平民

勲七等 日 高 藤 吉 郎

安政四年一月一日生

- 一 明治七年 臺灣征討之際壯兵トシテ東京鎮臺歩兵第一聯隊、入隊
- 一 同 八年 臺灣平定ニ付壯兵除隊被申付
- 一 同 九年 一月十一日 教導團歩兵第一大隊、入隊
- 一 同 年 六月十四日 二等生徒被申付
- 一 同 十年 四月 五日 教導團歩兵科學術卒業
- 一 同 年 四月 九日 任陸軍伍長東京鎮臺附被申付
- 一 同 年 四月 十日 神戸表へ出張被申付
- 一 明治十年 九月十九日 賊徒平定ニ付凱旋歸京被申付
- 一 同十一年十二月廿九日 鹿兒島賊徒征討ノ際盡力其功不少候ニ付勲七等ニ叙シ年金四拾六円下賜

- 一 同十二年 七月十二日 任陸軍歩兵軍曹
  - 一 同十五年 九月廿五日 一等給下賜
  - 一 同十七年 三月 七日 精勤證書下賜
  - 一 同 年 三月 射擊優等徽章ヲ受ク
  - 一 同 年十二月 獨逸學協會學校變則科、入學修業中同變則科廃止ニ付
  - 一 同十七年十一月 更ニ科外生トシテ三年間修業
  - 一 同十九年ヨリ同廿二年マテ 文武講習館設立後子成城學校ト改ム
  - 一 同廿四年 八月十一日 專修學校科外生トシテ三年間法律學修業
- 日本體育會設立
- 右之通り

成城學校設立者

日 高 藤 吉 郎 ㊦

これらの履歴には、日高自身の記憶違いがあるけれども、日高が感受性の豊かな青少年期に陸軍の軍人として一身を投じていることについては明瞭に確められよう。後述するが、彼の軍隊内での成績は優秀であったし、軍にかける彼の意気込みは尋常ではなかった。その短い軍隊での生活のなかで、日高は日本人の体位・体力が著しく劣っていることや、軍人としての指揮能力を欠いていることを痛感した。このことが、彼を士官学校の子備教育機関（＝成城学校）の設置、将来の軍人を睨んでの国民の体位・体力の向上を図る機関（＝日本体育会）の創設へと走らせることになったのである。

それでは、どうして彼が軍人を志願したのであろうか。それは、幼少年期において村人たちの徴兵に対する動揺を目の当たりにしたことによるといふ。日高自身の語る「自分史」すなわち彼が晩年に日本体育会機関誌『国民体育』誌に投じた「自叙にかえて」(一頁十三、昭和五年一月と六年二月)を手掛かりにして、その間の事情を、彼の出生をも含めて、眺めてみることにしよう。前掲の「履歴書」にみえるように、日高は安政四年一月一日に生まれている。しかし、この彼の出生については、その時代を反映してか、本人自身も確証を持っていなかったと考えられる。彼の自伝「自叙にかえて」のなかで、明治七年の入隊の際に入隊年齢が十七歳であったためにその年齢に達していないという事実(十六歳)を隠したと記されていることから、これを逆算して、安政五年に誕生したとみられる。またこれまでの研究では安政三年十二月に出生したともみなされてきたのである。とまれ、ここでは昭和七年七十六歳で死去していることから逆算してみた出生年と前述の履歴書にある出生年が一致していることを根拠に、日高の出生年月日を安政四年一月一日とみなしておくこととしたい。

話をもとに戻すことにしよう。日高は自らの出生について次のように語っている。

私の父は天笠福太郎といつて群馬縣施田郡鳥ノ鄉村字鳥山(新田神社の二十町ばかり先)でうまれ、栃木縣足利郡字石打四十八カ村親戚にあたる名主の大總代金子庄左衛門の家に支配人を勤め、後に姓を継いで金子と改めました。祖先は新田家の舊臣で落人であります。

私が日高姓を冒して居るのは東京で養子にいったからであります。私はこの掘込で生まれました。九歳の時父が没したので十一歳の折金子庄左衛門の家に養はるゝこと、なりました。此金子の家は邑樂郡高島村字石打在って、大農に兼ねるに酒屋と質屋を営んで居りました。附近では有名な大家でありました。

この引用の教えるところをなぞってみると、日高藤吉郎という人物は天笠藤吉郎として群馬県の鳥ノ郷村に生を受け、九歳の時に父福太郎と死別、十一歳の年に親戚筋にあたる栃木県の金子家に引き取られ、その後金子姓を名乗ったけれども、東京にいでて日高家の養子に迎え入れられ、日高藤吉郎としてその姓を再び改めていることがわかる。

ところで、上京する前の金子家での生活の中で、日高は後の彼の人生を決定する出来事に遭遇した。それは明治五年の徴兵に対する人々の動揺が栃木県の鳥ノ郷村にも及んだことによる。今一度、日高の回想するところを引用することにしよう。

我國に徴兵令が布かれたのは此当時でありました。明治五年と存じますが初めて此徴兵に應ずる者は寅年生れの壯丁でありました。徴兵の意味も解らず主意も徹底しないために、全国に大騒ぎが湧起りました。

西洋人は動物を食ふのが好きで牛でも虎でも何でも食ふ。今回寅年を選んだのは或は外國人に賣る積もりかも知れない。肉は食ひ骨は器具に作り油は機械に注ぐのだ。誰いふともなくこんな噂が立ち初めると、一大虚に吠え萬大實を傳ふの通りで、諸々方々到處で此噂を立て氣の弱いものは、一思ひに死んだ方がよいと云ひ思い切つて自殺したものもあり、中には手を切り足を折り我と我身を片輪と致しました。隠匿、逃亡は數知れず其騒ぎと云つたら筆紙にも盡し難い有様でした。

徴兵は昔の武士に代わるものだ、舉國皆兵主義で國民が代わり合つて國防に任ずるのだと説き回つた篤志家もありましたけれども、大聲俚耳に入らず壯丁も父兄も只徒らに憂心仲々たるのみでありました。

私は子供心に考へました。四十八カ村の大名主とはいひながら役に立たぬものだ。どうして此人心を鎮めることが出来ぬのか。よし自分が行つて噂の實否を確かめてやらうと、或日庄左衛門に向かつて「おちさんは私を徴兵にやつて下さい、私をやる事が出来ねば誰かの代人でもいとひません」と嘆願したか「代人なんか條例にない。駄目だぐ」といつて一言のき下に突つばねられてしまひました。私が代人で行くとなつたことが知れ渡ると、村人が私に向つて「代わつてくれ」と懇願し、又庄左衛門に向つても「どうそ藤吉郎氏の代人を許して上げて下さい」と日夜に迫つて哀願を續けたが、庄左衛門は断乎として之を聴入れませんでした。

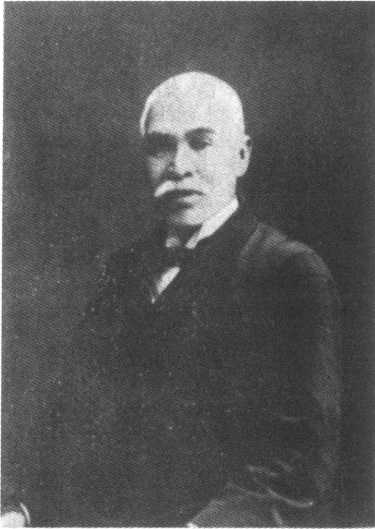
かくて、少年藤吉郎は入営を決意し、「窃かに旅費の蓄積に心掛け」、「衣類の準備に着手」する。時に、藤吉郎は十四歳であつた。しかし、勇んで金子家を飛び出した彼であつたが、その若さが災いしてか、上京したその日に僅かながら携帯していた金銭の盗難に合い、その志を断念しなければならなかつたという。二年後、再び金子家に内緒で失踪し、入営の志を果たした。そのいきさつは「入営年齢は十七歳であつたが、利田に頼み込んで年齢を多くして貰うことだけは叶いました、金子藤吉郎では原籍へ照會でもあつた時に具合が悪いと思つて山田の叔母日高ハンの養子となり姓を日高に改めて愛宕山の營所に入隊しました。」という次第である。

このように、日高は少年時代にあつては「国民皆兵」の意識を国民に培うことの必要性を感じとり、軍隊にいてからは兵隊の指揮能力育成のための機関や、有能な兵士たる国民の体位・体力の向上のための教育機関の必要性を痛感するようになっていった。退役後、先ず士官学校の予備学校としての「成城学校」を設立し、次いで国民体育の振興のための機関「日本体育会」の創設に努め、そして最後に国民皆兵を浸透させるための社会教育団体「通俗教育会」の結成を果たしたのである。成城学校も、日本体育会も、通俗教育会も一本の太い線で結ばれていたと

いえよう。

## 第二項 日本体育会創立の意図

日高藤吉郎の日本体育会の創立の意図は成城学校の設立や通俗教育会の結成の意図と同一の次元にあった。そのキーワードは「富国強兵」である。国の繁栄は強い軍隊によって保障され、強い軍隊は優れた指揮能力を有する軍人だけでなく、強壯な体位・体力を有する国民（兵士予備軍）と軍隊に対する国民の強力な支援によって達成される。だから、日高は「体育会」を結成して、国民体育を振興し、もって富国強兵という国策の一端を担おうとしたのである。後に、日本体育会総裁に推戴された閑院宮載仁親王が「体育富強之基」としたためているが、それが日



日本体育会創立者 日高藤吉郎

本体育会の経営する「日本体育会体操練習所」や「日本体育会体操学校」の「建学の精神」だとして謳われてきたのも、日高の意図するところの反映であった。体育の振興こそ富国強兵の基本だというわけである。

日高のこのような精神が醸成されたのは軍隊での生活であり、従軍の体験であった。教導団時代に彼はフランスから招聘されたジユクロから体操を直伝され、その効用を身を持って感じとり、さらに卒業後の西南戦役では強壯なる身体の可能性を痛感するにいたっている。その



体験が日本体育会の設立の契機となつたという。日高自身の語るところに耳を傾けてみよう。

日本體育會を設けた主旨を簡単に申し上げます。

體育は富強の基といひ、又健全の精神は健全の身體に宿るなどといふ格言は誰しも承知のことであらうと思ひますが、理窟は到つて居るやうでなか／＼實行しないものであります。戦争中體が弱くては軍務は勤まりませんが、よし又斥候に出てもコレラの流行時に此村に患家があるとか、その家に患者があるなどと聞けば感染しては困まるなど恐れて其家其村を精査せずに早卒に逃げ出すやうな事がよくあつたのです。私共は強健でしたから、感染しないと云う自信もあり事實感染しないのでありますか人の嫌がる處は自ら求めてでも尋ねるやうにしてよく其任務を全ふしたのであります。故に自體の強健は公私共に必要である。積極的に強健を計らねばならぬといふことを深く／＼戦争に感じて居たのであります。

・・・(中略)・・・・・学校を出たからも、う学校の體育はやらなくてもよいといふものではありません、軍人でないから軍用體育など不用だと排斥すべきではありません。殊に體育は男子のみならず女子にも必要で、實をいへば獎勵の點からいへば男子よりも寧ろ女子の方により多く勸むべきものである。男子の健康に匹敵するまで女子の健康を計らねばならぬと思つて居たのであります。山姥の子に金太郎あり、獨り女子自らの幸福ばかりでなく子孫の爲めに大に其身を健全にしなければならぬと思ふ野であります。幼老男女を問わず日本國民たるものは一齊に體育を計らねばならぬと云ふ主旨から廣く日本體育會と稱したのであります。

この日高の語るところは、たとえ戦闘に直接關係することのない女子の體育に及んでいようと、拳國皆兵主義から發していることに変わりはなく、明治十七年十一月に文武講習會として設立の認可を受け、十九年八月に成城

学校と改称してから急速な発展を遂げた。士官予備学校設立の意図の延長線上にあったといえよう。日高にとって、その成城学校の設立は将校への予備教育という事業であつたし、日本体育会の創設は一般国民に対する軍事予備教育のための事業であつた。このことは、「成城学校の前身を文武講習會と稱したのは文事と武事を併修する主旨から出たことは無論であります。改稱して成城學校となつた以上敢て武事を疎かにするといふ譯ではありませんが別に體育會を起して學校の文事と併進せしむるは一層文武講習の大主旨を擴充することになるのであります。」と断じていることによつて知られる。さらに、日高が如何に日本体育会の設立の意図を一般人の軍事予備教育という意図と重ねていたかは次の引用によつてはつきりする。

彈丸の射ち方位は女子でも知つて置く必要がある。各個教練、部隊教練の號令、動作は家業に従事する間にも応用が出来るといふのが日本體育會の將勵する一方面で、一旦緩急あれば軍隊の教育を煩はすことなく直に取つて以て戰場に送り得べき様、平日より軍用體育に慣れしむるといふのが、體育會の苦心の存する所であつたのであります。

このように見てくると、日高藤吉郎の創立した日本体育會は時代の要請に應えるためのものであつたといえる。しかし、体育の必要性が充分に国民の間に浸透していかない時代にあつて、日本体育會という団体の結成に漕ぎ付けにはそれを実現し得るだけの才覚を持っていなければならぬ。この団体結成に注ぐ情熱はもとより、軍隊時代に築き上げた乃木希典ら軍上層部に通ずる人脈、その時代に蓄えた資金、体育の必要性を説得し得る知恵・知識な

どが大きくものをいったといえよう。このことは次に取り上げる日高の回想からも推し量ることができる。

私は諸學術を熱心に、勉強した甲斐あつて射撃も銃剣術も器械きぐう体操も徒歩競走も優等でありましたから聯隊長にも知られて居りました。故に私が満期除隊を望むと聞いて切に再服役を勧められましたが、私は學校を建てるのが目的であるといつて斷りました。資金がなくて學校なんかやれるものではない、それよりも軍隊は段々擴張されて、昇進の道も開かれるからといつて再三勧められました。自分一人が將校になるよりは後の良い將校を澤山作る方が國家のためであるといつて西南戦争中に感じたことを話しますとそれならばやつて見ろ。出来るだけの援助はしてやらうと各上官も大に喜んで下さいました。

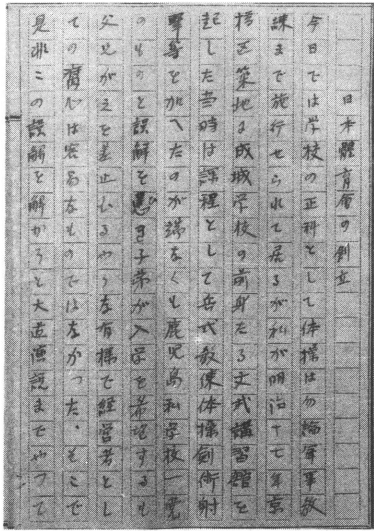
・・・(中略)・・・ 是より先、西南戦争が終つた十一年には戦功に依て勲七等に叙し年金四拾六圓を下賜せられました。私は在隊間元旗本の多羅尾氏は經濟觀急の強い人でありましたから、利殖を計つて貰ふ爲には年金を初め月給も皆此人に預けることに致しました。満期の時には三千圓以上溜まつて居たのであります。

したがつて、日高は余人をもつて代えがたい傑出した人物であつたといわねばならない。日本体育会や成城學校が近代日本史にその足跡を刻み得たのも、日高藤吉郎という人物がその礎を築いたからに外ならない。しかし、残念なことに、彼の功績は創立者としての評価しか与えられてこなかった。一兵卒から身を起こし軍曹にしかなれなかつた日高には大きく發展した組織の中では厚遇されるよしもなかつた。能力を欠いたのではなく、組織が創立者としての地位しか用意できなかったのである。

## 第二節 日本体育会創立の趣旨と会の運営体制の確立

### 第一項 創立の趣旨

日高藤吉郎の人生における事業は軍事教育に結びつく学校の経営であったが、その第一番目の事業に選んだ「成城学校」(文武講習館として明治十七年十一月に設立、十九年八月に改称)の経営が軌道に乗り出すのをみて、今度は第二の事業に着手する。「日本体育会の設立」という事業である。軍隊時代に培った人脈とその時代に蓄財された資金はこの軍事予備教育のための機関の設立に際して大きく物を言った。それに何よりも日本体育会の設立に大き



「日本体育会の創立」日高藤吉郎の  
自筆原稿 (日高虎之助氏蔵)

く与かったのは日高自身のバイタリティー溢れる行動力にあつた。「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」では彼の体育会設立に懸けた熱意と行実が次の如く適確に描写されているので、ここに引いておくことにしよう。

もちろん、その間に日高の払った努力は、並み大抵のものではなかつた。特に明治二十四年八月の本会創立に際して、「当時体育など唱へても先づ疑を挟むものが多く」資金を得ることができなかった時に

は、「家財は素より家族の衣類までも整理して資金に代へ」神田錦町の「空地二百坪」を借りて第一体育場の開設に漕ぎつけているし、不幸翌明治二十五年に神田の大火に見舞われて諸設備を失った時には、「徒勞無益の譏を受け狂人呼ばはり」されるといふ逆境にも屈せず、「創立者でさへも持続して行くことが出来ぬならば況して他の人が之を復活することは至難である」との信念で再建に努力している。また、資金を得るためには、会員の獲得だけでなく、寄付金の提供を受けることに大きな期待を寄せたが、その場合にも、前後五〇回にわたって訪問したり、夜を徹して説き伏せることもしばしばみられた。このため「日高は借金が多い」といふ噂なども広まり、日高自身の耳にも入っていたが、事業の重要性に対する彼の信念の前には、このような噂は何ら意に介する問題ではなかった。日高を知る人びとの言を借りれば「牛込の名士」で通り、「講演中夢中になって台上から落ちた」こともあり、「氣違い日高」とも言われ、「税の差押えなどたびたび」（日高虎之助氏）であつて、「金銭に淡泊で反面ルーズな点もあつたが、名譽欲はなく」「白靴に古びたフロックコートを着て」「どこへでも、何回でもでかけて説いてまわり」「寄付の依頼に三〇回も日参する熱心さがみられ」（可児徳、石橋蔵五郎）、なканずく、大井時代には「水泳場資金の件で安田善次郎氏へ五〇回も通つて、安田氏が熱意に動かされる場面もみられた」（神田氏）のである。

それゆゑ、彼の体育会創立の重要性に対する先覚者的見通しと、このような彼の事業に対する熱意の両者があいまつて、はじめて本会の發展は可能となつたのである。

この日高の行実を映した描写のなかには体育会が設立されてから以降の内容も含まれているが、ことほど左様に彼の体育会設立にかける熱意が透つたのである。では、日高がその設立を実現するために熱つぱく説き回つた内容は如何なるものであつたのであろうか。国民皆兵を睨んだ、国民一般の軍事予備教育としての体育の必要性が説か

れたことは、いうまでもない。しかし、日高藤吉郎の名の下で披露した「体育會設立ノ要旨」では、広く國民一般に体育の必要性を説くことに主眼がおかれ、軍事予備教育に直結する論法で体育の問題が取り上げられなかった。そこでは、体育は健康の増進の有力なる手段であるという観点から謳われ、軍事予備教育の第一義的な手段として説かれなかったのである。その高らかに謳い上げた日高の体育論を見ておこう。（『有文會誌』一四号、明治二十四年十二月）

### 體 育 會 設 立 ノ 要 旨

夫レ身体健康ナラザレハ、心志剛強ナル能ハズ。心志剛強ナラザレハ、事ニ堪ヘ業ヲ遂クルコト能ハス。而シテ身体ノ健康ヲ欲セハ、身体ヲ運動スルヨリ善キハ莫シ。是レ人身究理家ノ定論ニシテ、今ヤ世人一般ノ恒言スル所ナリ。故ニ大事ヲ成シ大業ヲ遂ケムトスルヤ、先ツ身体ノ確立ヲ計ラズンバアル可カラズ。即チ方今宇内万国ノ教ヲ設クル、其ノ至大至要ナル者ニアリ。而シテ体育、其ノ首ニ居ル所以ナリ。

抑モ体育ハ、之レヲ家ヲ造ルニ譬フレハ。猶ホ基礎ノゴトシ。凡ソ人ノ家屋ヲ造ル者、先ツ其ノ基礎ヲ堅牢ナラシメザル可カラス。然ラズンハ、僅々ノ歲月ニシテ、左傾右側、殆ト將ニ顛覆ニ至ラムトス。且ツ一旦風雨ノ変アル、將タ何ニテ之レヲ支ヘム。然ルニ世ノ家屋ヲ造ル者、能ク此ノ基礎ノ鞏固ヲ図リテ之レヲ為ス者蓋シ尠シ。世人ノ体育ニ於ケルモ亦然リト為ス。今ヤ人民ノ或ハ官ニ奉スル者。或ハ學術ヲ専修スル者。其ノ他商ト工トニ従事スル者。又一朝國民兵ノ拳ニ遭遇スル者。身体健康ナラザレハ、能ク其ノ業務ヲ終フルコト能ハス。特ニ学生ニ在リテハ、日々學術ニ従事シ、踞坐靜安ヲ主トシ、回旋ノ動作少ナクシテ、心腦ヲ役スルコト多シ。猶ホ尚ホ一層、体育ヲ重シシ身体ノ強壯ヲ謀ラサル可カラサルナリ。

体育ノ必要ハ、人々既ニ能ク之レヲ知レリ。而シテ能ク之レヲ踐行スル者幾ト稀ナリ。是レ余カ輩ノ竊ニ慨歎

スル所ナリ。顧フニ其ノ然ル所以ノ者ハ、他ナシ世人猶ホ未タ体育ノ至大至要ナルヲ信スル薄キト、世間体育訓導所ノ設ケ無クシテ、之レヲ為スニ便利ナラザルトニ因ニナリ。而シテ又体育ナル者、其ノ初メハ筋力ヲ勞シ、氣息喘キ、目眩シ、一時頗ル困難ヲ覺エ、且ツ其ノ事タル兇戲ニ類シテ、輒モスレバ之レヲ忌惡スル者、又少シト為サズ。然レドモ之レヲ耐忍スル僅ニ二三句ニ及ブアレバ、氣平カニシテ神怡ビ、快然トシテ百事ニ任フルアラムトス。

体育ノ重キハ既ニ此クノ如シ。則チ余カ輩以為ヒラク、体育ヲ盛ニシテ國民ノ強壯ヲ謀ルハ、蓋シ国家富強ヲ図ル大本ナリト。故ニ今ヤ体育訓導所ヲ市中ニ設ケ、以テ人々容易ニ運動養成ノ需ニ応ゼムトス。而シテ余レハ以為ヒラク國民ノ体育ハ、當時ノ兵事教育ニ益アル者ヲ以テ最モ可ナリト為スト。故ニ運動ノ具多シト雖モ器械体操ヨリ善キ者ナシ。因リテ本会ハ専ラ器械体操、並ニ兵式体操、劍術ノ二科トス。冀ハクハ同感諸君、之レヲ贊襄シ来リテ、之レヲ鍛練セラレ、一ハ以テ自己ノ将来ヲ謀リ、一ハ以テ国家富強ノ本ヲ建成セラレンコトヲ。

このように日高は、健康でありたいと思うなら運動するのが最もよいと説きながら、運動して健康を獲得するとは自分自身の将来の学生生活や労働生活のためであり、それが同時に富国強兵に繋がるのだと訴えている。したがって、体育とは個人においても、そしてまた国家においても重要な関心事とならねばならないとも考えていたといえよう。このことは、個人の健康問題（したがって個人衛生の問題）として看過するのではなく、国家が国家衛生（「公衆衛生」）の立場からその問題に取り組むべきだとの基本的な考えを日高自身が抱いていたことを示している。国が無理なら、私が、私的団体がこの国家的一大事業に着手せねばならないという次第である。上掲の「体育會設立ノ要旨」はそのことを雄弁に物語っていると解することができる。

ところで、当該の「体育会設立ノ要旨」のタイトルから、日本体育会は当初、その名称を「体育会」としていたことがわかる。この名称が「日本体育会」と改められたのは、設立されてから凡そ十カ月後の明治二十五年六月十三日であった。この日に開かれた評議員会では「会則ヲ改正シ本会ヲ日本体育会ト称ス」と決議されているからである。この決議によって、日高による体育会設立の意図は十分に反映されたことになる。「日本体育会」の名称こそ、「日本」の「国民体育」を司る機関として飛翔する可能性を有するためである。ともあれ、学校法人日本体育会は日高藤吉郎という「富国强兵を標榜する時代」の子の主唱の下で明治二十四年（一八九一）八月十一日に東京市牛込区内柳町に「体育会」として産声をあげ、当該時代社会の熱い期待を背景にしながら、百年の歴史を刻みはじめることとなった。

## 第二項 運営体制の確立と組織と資金

日本体育会創立時の事務所の所在地は東京市牛込区内柳町にあった創立者日高の居宅であったようである。というのも、「明治二十六年十一月現在で東京市牛込区薬王寺前五三番地に事務所を置き、翌明治二十七年六月に事務所を同区柳町二五番地へ移転したこと」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）が確認されているものの、明治二十六年十一月以前の事務所の所在地は不明なので、恐らくは主唱者日高が自宅に事務所を構えたのであろうと判断せざるを得ないためである。最初の事務所の所在地が不明ならば、創立当初の会の組織のほうもはつきりしない。その当初から会則を定めて役員を置くという具合にガッチリと組織がたがえられていなかったからである。兎にも角にも「体育会」という組織の旗上げをしておいて、走りながら組織がたがえをしようといえそうである。



## (一) 運営組織

最初の組織がためは明治二十五年四月十八日に図られた。この日に八名の評議員が委嘱され、重要案件がそれら評議員の構成する評議員会の議決をへて施行の運びとなるように決定されたからである。この最初の評議員に隠岐重節・岡本則録・大久保直道・横井忠直・宇野重喜・長谷川春朗・大谷清・坪井玄道がその名を連ねている。隠岐は陸軍中佐で、歩兵第一連隊長・元戸山学校教導大隊長の経歴を有し、横井は參謀本部編輯員、長谷川は軍医であった。このことは日本体育会の船出は陸軍の後押しを得て図られたことを示すものである。しかし軍事教練の名称を冠せず「体育」会と銘打ったのだから、体育の分野からの協力も取り付けることを忘れてはいない。高等師範学校教授の坪井は元体操伝習所の教員であった。さらに、二十六年初頭には十二名の委員が追加委嘱され、総勢二十名となっている。その中には日高が退役に際して軍に残るよう慰留された陸軍大佐の立見尚見や、陸軍少佐の岩崎之紀、それに元体操伝習所主幹の西村貞、文部省に奉じていた寺田勇吉の名も見える。したがってこの時期に、陸軍と教育界（主として体育界）を中心とその組織化が着々と計られ、日本体育会の意思決定機関が強化されたといえよう。なお、創立者の日高は後述の「体育会評議員会並ニ賛助会員ノ規約」の第二項で「本会創立者ハ評議會ニ参スルモノトス」と定められていることから、当該評議員会においては幹事的な立場にあったと見ることができ。また、その幹事的な役割を担った日高以外の事務担当者として、明治二十五年四月に会計主任として松本清以、幹事として黒沢勇が委嘱されている。かくて、創立者日高個人の組織という性格が強かった「体育会」は明治二十五年六月十三日にその名称を「日本体育会」と改称するとともに、東京府に願ひ出て晴れて団体としての認可を受けることとなったのである。

団体としての認可を取り付けたその年の十二月に、「日本体育会職制」が制定され、本会を運営するための強固な組織が築き上げられていった。『有文叢誌』（二十七号、明治二十六年一月）に掲載されたところによれば、その職制とは次の通りである。

日本体育会職制	
一 総裁	一名
皇族殿下ヲ推戴ス	
一 会長	一名
評議員幹事長及場長ヲ統督シ会務ヲ綜理ス	
一 顧問員	若干名
総裁及会長ノ顧問ニ応シ会務ヲ賛輔ス	
一 評議員	若干名
会長ノ命ヲ承ケ会務ヲ討論議決ス	
事務部	
一 幹事長	一名
会長ノ命ヲ承ケ本会一切ノ事務ヲ掌理ス	
一 幹事	若干名
幹事長ノ命ヲ承ケ庶務会計ノ事ヲ分掌ス	
一 書記	若干名
幹事ニ属シ各其事務ニ服ス	

一 医員

幹事長ノ命ヲ承ケ衛生事務ヲ担当ス

若干名

教育部

一 場長

会長ノ命ヲ承ケ体育場内ノ諸事ヲ管理シ及教授ヲ監督ス

若干名

一 検定員

会長ノ命ヲ承ケ練習生技術ノ優劣ヲ検定ス

若干名

一 教授

場長ノ旨ヲ承ケ各科ノ教授ヲ分掌ス

若干名

追テ地方ニ本会支部ヲ設クル時ハ更ニ其職制ヲ定ム

この職制が語っているように、創設期の日本体育会はその社会的ステータスを獲得するために、総裁の席を設け皇族を予定したり(後述)、会長や顧問に社会の上層から人材を得ようと努めている。それは、明治二十六年に職制を改正して、副会長のポストを用意して、元老院議員・貴族院議員を勤め、当時枢密顧問官の職にあった海江田信義子爵を迎えたことから推すことができよう。このいっぽうで、日本体育会は全国的な組織化をもくろんでいた。当該職制の最後に「追テ地方ニ本会支部ヲ設クル時ハ更ニ其職制ヲ定ム」と規定されているためである。これが掛声だけに終わらず、二十六年七月二十九日には次のように「支会職制」の制定が実現をみるにおよんでいる。

一 本会ノ主義ヲ普及セン為メ本部ト地方ノ連絡ヲ通シ事業ノ拡張ヲ図ルヲ以テ各府県ニ支会ヲ設ク其職制左ノ如シ但教育部ハ前項定ムル処ニ随フ

支 会 職 制

一 支会長

一 名

一 総裁及会長副会長ノ旨ヲ承ケ支会一切ノ事務ヲ管理ス

一 理 事

一 名

一 支会長ノ命ヲ承ケ庶務會計ノ事ヲ担任ス

一 書 記

若干名

一 理事ニ属シ各其事務ニ服ス

かくて、全国的な組織に仕立て上げるといふ経営戦略を制度の上で達成したわけであるが、それを実施に移すための布陣はどのように布かれたのであろうか。明治二十六年一月現在の布陣を眺めてみよう。それは大きく事務部と教育部に分けられ、前者に四名、後者に十二名が配されている。なお、事務部の医員は未定となっており、人材の確保に手間取ったようである。

日本体育会の事務部・教育部の職員一覽(明治二十六年一月現在)

		医 員	書 記	幹 事	幹 事 長	事 務 部
		未 定	上 条 棋 次 郎	黒 沢 勇 松 本 清 以	日 高 藤 吉 郎	
軍 歌 掛	教 授		検 定 員	第 二 体 育 場 長	第 一 体 育 場 長	教 育 部
	平 野 音 蔵	山 浦 岩 太 郎 朽 木 小 三 郎 大 野 新 太 郎 中 川 徳 蔵 中 村 常 一 佐 藤 辰 次	松 本 林 次 郎 津 田 教 修 大 谷 清	岩 崎 之 紀	隠 岐 重 節	

(二) 運営資金

制度上で全国的組織化を達成し、会の運営のための人材も事務部、教育部の双方において確保することに成功した日本体育会にとって、最大の難問はやはり運営経費を如何に捻出するかであった。この本会経営の基本問題である財源の確保は、「会員の規約」を定め、入会金を徴収することによって図られている。そこで、ここでは先ず明治二十五年四月十八日に制定された「体育会評議員会並ニ賛助会員ノ規約」(『有文会誌』十九号、明治二十五年五月)を引いておこう。

体育会評議員会並ニ賛助会員ノ規約

- 一 本会ハ若干ノ評議員ヲ依嘱シ総テ枢要ノ事件並ニ諸則ハ其決議ヲ經テ施行スルモノトス
- 二 本会創立者ハ評議會ニ参スルモノトス
- 三 本会ノ拡張ヲ図ラン為メ広ク有志諸彦ノ賛助ヲ求ム之ヲ賛助会員と云フ
- 四 賛助会員ヲ分テ三種トス
  - 一 名譽賛助会員
  - 二 特別賛助会員
  - 三 賛助会員
- 五 名譽<sup>ヲ</sup>賛助会員ハ本会ニ於テ殊ニ推戴若クハ本会ヲ賛助スル貴紳トス
- 六 特別賛助会員ハ一時ニ金三円以上寄付セラレタル諸彦及び賛助会員ニシテ月々ノ出金積テ金三円ニ達シタル諸彦トス

- 七 賛助会員ハ毎月金十銭以上補助セラルル諸彦トス
- 八 各賛助会員ハ永久本会ニ名籍ヲ存シ特別ノ待遇ヲナスモノ
- 九 本会ニ関スル枢要ノ諸件並ニ収入支出ノ會計決算書ハ各賛助会員ニ報告ス
- 十 賛助員ヨリ紹介スル練習生ハ人員ニ限ラズ一ヶ月ノ入場券特ニ半価トス
- 十一 賛助会員ニハ左ノ會員証ヲ送呈ス(省略)

この規約に盛られた財源確保の措置は会を維持していくには充分ではなかつた。ために、同年六月十三日には早くも改正されている。五十円以上を寄付したものを名誉会員にするという規定を盛り込み、さらに賛助会員の名称を通常賛助会員と改めた上で、毎月十銭納入した者でその拠出が三円に達した時には特別賛助会員に昇格させるという措置がとられた。ところが、このような措置でも不十分であつたとみえて、その後、特別賛助会員の会費を四円以上と値上げし、通常賛助会員はその拠出積立が五円以上に達しないと特別賛助会員の名誉が得られないように改めている。その当時、公務員の初任給が五十円であり(明治二十七年)、大相撲観覧料が三十五銭(明治二十五年)で江戸前寿司は十銭(明治三十五年)もあれば馳走にありつけたのだから、決してその会費は高いものではなかつたといえる。しかし、入会金として会費を徴収したために恒常的に入会会員分の財源が確保できたわけではなかつた。通常賛助会員も毎月の拠出金額十銭の積立が三円(乃至は五円)に達すれば、本会に納入する義務が無くなつたからである。したがつて、本会の財源確保の手段は安定していたとは言いがたい。新規に入会の会員を増やすことなしに財源の潤沢は得られないし、事業の拡大も計れないことになるからである。ために、新規会員の獲得

のための手段として会員に特典を与えるという優遇対策がとられていった。会員証の裏面に刷り込まれた特別待遇をみてみよう。

◎ 会員ハ左ノ待遇ヲ受ク

- 一 会員ハ体育场開場中ハ随意入場スルコトヲ得
- 二 会員ハ本会ニ於テ举行スル運動会、講談、及演説会等アルトキハ參觀聴講スルコトヲ得
- 三 会員ハ本会ニ於テ発行スル雑誌ヲ二割ノ減価ヲ以テ講読シ雑誌ニ定価ノ半額ヲ以テ広告スルコトヲ得
- 四 会員（出金ノ義務ヲ了リタルモノ）ハ体操練習所生徒タラントスルトキハ受験料及授業料ヲ要セス
- 五 会員（出金ノ義務ヲ了リタルモノ）ハ兵事講習科講習生タラントスルトキハ授業料ヲ要セス其家族ハ半額トス
- 六 会員ハ射撃場ニ於テ彈藥料実費ヲ以テ射撃スルコトヲ得
- 七 会員ハ遊泳場ニ随意入場スルコトヲ得
- 八 会員ハ漕艇部ニ於テ無料ボートヲ使用スルコトヲ得其家族ハ半額トス
- 九 会員ノ家族ハ体育场開場中ハ左ノ區別ヲ以テ無料入場スルコトヲ得
  - 一 名誉会員ノ家族ハ其人員ヲ限ラス其紹介ニ依リ入場ヲ許ス
  - 一 特別及通常会員ノ家族ハ其紹介ニ依リ二名以内入場ヲ許ス



このような努力によつて新規会員の獲得に乗り出したわけであるが、現役の軍人に的が絞られていたようである。これは会の性格上、当然の成り行きであるが、家族ぐるみでの会員や隣近所をまとめての会員が獲得されてもいる。会員獲得の戦略の行使がいかようなものであったかが推測されよう。この一方で会の社会的地位の向上にも余念がなかつた。多くの皇族を推戴名譽賛助会員に迎えているのである。有栖川熾仁親王（大勲位、明治二十五年十一月入会）をはじめ、小松宮彰仁親王（大勲位、二十五年十二月）、北白川宮能久親王、二十五年十一月）、伏見宮貞愛親王（大勲位、二十五年十一月）、閑院宮載仁親王（大勲位、二十五年十二月）、山階宮晃親王（大勲位、二十六年十月）、賀陽宮邦憲親王（勲二等、二十六年十月）、久邇宮邦彦親王（勲一等、二十六年十月）の皇族殿下が入会を許諾しているのである。このような努力が実つて、明治二十五年末には「内閣総理大臣以下各大臣会員ニ加入シ現在ノ会員数凡八百余名ノ多キニ達」し、二十六年四月には千名の大台を突破、二十八年一月には合計二千三名に及んでいる。また、東京府内をはじめ入会者の範囲も全国に及び、北海道・京都・大阪・兵庫・埼玉・千葉・愛知・静岡・山梨・岐阜・宮城・岩手・青森・神奈川・山形・秋田・福井・石川・広島・和歌山・大分・熊本・茨城・群馬・栃木・群馬・鹿児島）の会員がその名簿に名をつらねた。

このように会員の数は日増しに増え続けたが、会費の伸びに繋がらなかつた。それは大口の名譽賛助会員の入会が創立当初の時期に集中しているためである。それでも創立から暫くの間は本会を維持・發展させるには充分な資金が得られたといえそうである。

### 第三節 日本体育会の事業

日本体育会は、既述の如く、明治二十四年八月十一日をもって創立された。しかし、会の規約を定めて設立總會を迎えるという用意周到な準備を整えてからの出帆ではなかったといわねばならない。したがって創立を迎えるにあたって本会の事業計画が具体的に練られることもなかった。創立にあたって起草したとみられる日高の「体育会設立ノ要旨」（明治二十四年十二月発行の『有文会誌』に掲載）を眺めてみても、そこには設立の目的が高らかに謳い上げられているのみで、その目的に対する事業が提示されていないからである。しかしそれでも創立日には同時に運動施設（第一体育場）を神田区錦町に設けていることから、その事業計画をまったく欠いていたわけではなかった。このことは、本会の事業計画が創立者日高の頭の中にしまいこまれていて、暫くの間、文字を介して公表されることがなかったことを示している。その日高による事業計画の具体的提示は明治二十六年初頭まで待たねばならなかった。この時期に印刷された『日本体育会賛助会員ノ規約沿革又ハ推戴名譽賛成員并ニ各賛助会員名簿』に「体育会設立之要旨」が掲載され、その要旨のなかに事業計画が盛られているためである。

この「体育会設立之要旨」の前半部分は前節で引用の「体育会設立ノ要旨」と比して、その主張するところに大きな違いは見られないが、後半の箇所に事業計画が提示されている。そこで次にその相違している後半の部分を掲げておくことにしたい（全文は資料編に掲載）。

故ニ不肖以為ラク今ノ時ニ当リ国民ノ体操ヲ盛ニセハ一ハ以テ身体ヲ強健ニシ一ハ以テ異日国家ノ緩急ニ応ス

ルニ足ラン国民ノ体操ヲ盛ニスルハ即チ国家富強ノ大本ナリト遂ニ本会ヲ設立シ左ノ數項ヲ以テ日的ノ大綱トス

一 大小ノ都邑ニ若干ノ体操所ヲ設ケ其近傍ノ子弟ヲシテ運動ノ便ヲ得セシムル事

一 諸学校体操科教師等ニ於テ練習スルノ便ヲ得セシムル事

一 各学校等ヨリ体操科教授ノ依頼アリタル時ハ勉メテ菲薄ノ報酬金ヲ約シ其需ニ応ズル事

一 技術ハ専ラ兵式体操（器械体操柔軟体操）並ニ銃槍仕合又ハ兵式教練等トス（概ネ以上ノ技術ヲ定ムト

雖トモ軍事教育ノ補助トナルヘキ假令バ馬術或ハ漕艇遊泳等ノ如キモノハ漸次評議員ノ決議ヲ經テ増加

スル事アルヘシ）

一 体操ノ奨励ニ裨益アリト認ムル事アル時ハ評議員會議シテ其方法ヲ設クル事

一 夫レ専ラ右ノ技術ヲ設クル所以ノ者ハ左ノ數種ナル精神ト素質ヲ養成セントスルヲ以テナリ曰ク嚴正ナ

ル規律ト秩序ヲ守ルノ習慣ナリ不撓不屈ノ胆力ナリ艱苦欠乏ニ耐ルノ性質ナリ忠烈節義ノ精神ナリ剛健

快活ノ挙動ナリ凡ソ此種ノ養成ハ該技術ヲ以テ尤モ適切ナリトナセバナリ

以上本会ノ趣旨ヲ再言スレハ即チ帝國各地ノ人民ヲシテ近クハ身体ヲ健康ニシ勤學勉業等ノ半途ニ於テ遽ニ夭折の禍ニ罹ルヲ予防セシメ遠クハ國家緩急ノ日ニ能ク國民軍タルノ任務ヲ完クセシムルニ在リ約シテ之ヲ言ヘハ國民ノ福祉ヲ進メ國家ノ富強ヲ固クスルナリ敢テ請フ同感諸彦幸ニ賛成ヲ表セラレ且ツ不肖力速ハサルヲ助ケ敬誠誘導益々本会ノ趣旨ヲ貫徹擴張セシメラレン事ヲ

日本体育會發起者

日 高 藤 吉 郎再拜

この「体育會設立之要旨」は明治二十六年初頭に公にされたものであるが、その内容から推してみると、實際に

事業を実施に移しその後で当該事業を追認する形がとられたとみることができ。たとえば、明治二十五年六月に共立中学校から体操の授業を依頼され、本会から教員が派遣されているが、これが上掲の設立の要旨のなかに盛り込まれているのである。これが二十八年初頭に出された「日本体育会要旨規約沿革及推戴名誉賛成員各賛助会員名簿』の中ではより一層明確に認められるので、「日本体育会ノ要旨」として掲げられている当該箇所を一部引いておくこととしたい（全文は資料編に掲載）。

故ニ本会ハ漸次全国主要ノ地ニ体育場ヲ設ケ国民全般ノ体軀ヲ強健ニシ国家ノ緩急ニ備フルヲ以テ大綱トシ其細目ヲ分ツ左ノ如シ

- 一 大小ノ都邑ニ若干ノ体操所ヲ設ケ其近傍ノ子弟ヲシテ運動ノ便ヲ得セシムル事
- 一 諸学校ノ体操科教員ヲ養成シ且現在同科教員ノ練習ニ便宜ヲ得セシムル為体操練習所ヲ設クル事
- 一 各学校等ヨリ体操科教授ノ依頼アリタル時ハ勉メテ菲薄ノ報酬金ヲ約シ其需ニ応スル事  
但シ時宜ニ因リテハ辞スル事アル可シ
- 一 体育上裨益アリト認ムル事項ハ評議員並ニ委員議シテ其ノ方法ヲ設クル事（運動競進会ノ類）
- 一 技術ハ専ラ兵式体操（器械体操柔軟体操）兵式教練（各個教練部隊教練）普通体操及銃槍仕合剣槍術射的術遊泳術以上現今実施スト雖モ尚ホ軍事教育上ノ補助トナルヘキ者馬術或ハ和洋漕艇術自転車柔術等ノ如キヲ漸次増加セン事ヲ期ス
- 一 精神及習慣ノ養成ハ厳正ナル紀律ヲ以テ常ニ秩序ヲ守ラシメ不撓不屈ノ胆力ヲ練リ剛健快活ノ挙動ニ習ヒ艱苦欠乏ニ耐ユ可キコトヲ奨励シ忠孝節義ノ講論研究等ヲ為ス事

この「体育会ノ要旨」で提示された事業は同じように既成の事業の追認であった。明治二十六年三月に「日本体育会体操練習所」が設立され、同年五月に最初の体育講演会（以後毎月実施）が実施され、同年十一月には本邦初の体育雑誌『文武叢誌』が刊行されている。さらに、翌二十七年三月に幻燈講演会がもたれ、同年七月に日本橋浜町河岸に遊泳場が開場されるに及んでいる。こうした事実を受けて公表されたのが上掲の事業であったとみることができよう。しかし、これ以後は予め公表されている事業にそつてその計画が実施に移されるようになっていく。このことは日本体育会が組織としての体をなすようになったことを物語る。とまれ、この時期の日本体育会の事業は運動施設「体育場（体操場）」の設置、教員のための練習施設「体操練習所」の設置、体操教師の学校への派遣、体育の啓蒙活動（運動会の実施、講演会・幻燈会の実施・体育啓蒙雑誌の発行）の四つの方面から捉えることができる。以下、順にその事業の概略を見ておくこととしたい。

#### 第一項 運動施設「体育場（体操場）」の設置とその経営管理

日本体育会は明治二十四年八月十一日に運動施設「第一体育場」を設けて、会員に運動の機会を提供した。これが本会の最初の事業である。この日、日本体育会の創立にあわせて第一体育場の開場式（落成式典）が開かれている。したがつてこの開場式は日本体育会の「旗揚げ」でもあったといえよう。というのも、日本体育会の創立日が特定できないために、第一体育場の開場式典の開かれたその日が本会の創立とみなされてきたからである。この式典の様子は詳らかではないが、塙松之介による「体育会ノ開場ヲ祝ス」と題する祝辞之内容（『有文会誌』十四号、明治二十四年十二月に掲載されている）から推して、開場にあつて式典のセレモニーが用意されたことがわか

る。その祝辞の一部を引くと次の如くであつた。

余カ先輩、日高藤吉郎君、茲々ニ見ル所アリ。体育会ナル者ヲ神田区錦町三丁目八番地ニ設ケ、第一体育場ト称シ、公衆ヲシテ各適宜ニ体育運動ヲ為ス便益ヲ与ヘ、以テ我が国教育上ノ欠点ヲ裨補シ、世人ヲシテ従事修学ノ為メ自ラ斃ルル者ヲ救ハムトス。今ヤ工事既ニ竣リ、本日（廿四年八月十一日）ヲ以テ開場ノ式ヲ行フ。是レ余ガ輩ガ邦家ノ為メニ祝セサルヲ得サル所以ナリ。嗚呼、君嚮キニハ陸軍予備ノ成城学校ヲ設置シ、現今已ニ隆盛ヲ極メ、其ノ名ヲ四方ニ輝カシ、我が国陸軍ノ進歩ニ至大ノ裨益ヲ与フ。今又本会ヲ設立シ、国益ノ増進セムトス。君ノ忠君愛國ノ義胆ニ富ム此クノ如シ。乃チ本会ノ隆盛ヲ祈リ、併セテ日高君ノ労ヲ謝スト云爾。

日本体育会の経営する体育場（第一）の開場式典は明治二十四年八月十一日にその体育場の所在する東京市神田区錦町三丁目十八番地（引用文では八番地となっているが、これは誤植）で開催され、本会の最初の事業がスタートを切つた。しかし、翌二十五年四月九日に神田の大火に見舞われ、体操器械類の損傷・囲いの類焼を被つている。この最初の危機を日高は懸命に乗り切り、翌五月にはその敷地を百坪増加させたという。では、その体育場がどのように運営されたのであろうか。これを知る手掛かりは二十五年四月十八日に定められた「体育会規則」に求められよう。この規則は日本体育会の今日という寄付行為とは違って、体育場の運営管理のために定められたものであるが、翌二十六年三月に認可を得る「日本体育会体操練習所」の規則の先駆をなすものである。その全文を引用しておくこととしたい。

体育會規則

第一章 總則

第一條 本會ハ專ラ國民体育ヲ以テ目的トナシ而シテ其施術ハ兵式体操（器械体操、柔軟体操）兵式教練及銃槍試合トス

第二條 体育希服者ヲ分テ左ノ三種トス

一 甲種練習生

予メ一カ月ノ切符ヲ求メ随意ニ運動ヲ為ス者

二 乙種練習生

日々切符ヲ求メ随意ニ運動ヲ為ス者

三 特別練習生

第三條 特別練習生ハ軍隊ニ於ケル如ク嚴正ノ規律ヲ以テ教授スルヲ目的トス故ニ之ヲ希望スルモノハ左ノ誓約ヲナサシム

形 雜

誓 約 書

某 儀

今般特別練習生ニ加入シ器械体操(若クハ銃槍又ハ兵式操練)ノ教授相受度候ニ就テハ諸事御規定ヲ遵奉シ殊ニ教師ノ教授向ハ何事ニ由ラズ堅ク相守リ可申若シ御会ノ御規定ニ違フ等ノ不都合有之節ハ何時退会ヲ命セラルルモ聊カ異議申間布仍而右誓約如件

住所番地

姓 名 印

年月日  
体会御中



第四条 特別練習生ニシテ数カ月（五カ月或六カ月）教授ヲ得タルモノハ試験ノ上及第者ニ得業ノ証書ヲ付与ス但進歩ノ著シキモノハ臨時試験ヲ行フ事アリ

得業者ノ内優者ノモノハ優等証書ヲ与ル事アリ

第五条 得業ノ証書ヲ有スルモノハ之ヲ会友トシ永ク本会ニ名籍ヲ存シ其待遇ヲ為スモノトス

第六条 陸軍武官中ヨリ若干ノ検定員ヲ依嘱シ技術ノ検定ヲ請フ

第七条 得業証及優等証の書式左ノ如シ

得業証書	
第 期	何 之 誰
右何々科ノ得業ヲ証ス	
年	会
月	日
印	体育会
検定員	何ノ誰印
検定員	何ノ誰印
全	印

優等証書	
第 期	何 之 誰
右何々科ノ優等ヲ証ス	
年	会
月	日
印	体育会
検定員	何ノ誰印
全	印

但全科卒業ノ者ニハ全科得業証書及其徽章ヲ与フ

第八条 得業生中ヨリ技術優等ニシテ教師ノ資格アル者ヲ選ミ助教ヲ依嘱スル事アルベシ

第二章 教 則

第一条 演習ハ日々行フモノトス

但特別練習生ニアツテハ日曜日祭日ヲ休業トス其日曜日ノミ教授ヲ望ムモノハ此限りニ非ラズ

第二条 特別練習生日課時限ハ場内ニ揭示ス

第三条 教授スベキ科目左ノ如シ

一 兵式体操(柔軟体操器械体操)

柔軟体操ハ徒手及ビ執銃演習

器械体操ハ尋常及ビ特別演習トス其器械ノ種類左ノ如シ

一 鉄棒 二 棚 三 木馬 四 手摺 五 跳繩 六 跳台 七 梁木(楷梯鞦韆吊環)

八 回転鎧 九 遊動円木

二 銃劍術

銃劍術ハ方及ビ試合トス

三 兵式教練

教練ハ徒手各個操練等

第三章 入場券価額及ビ取扱方

第一条 切符ヲ左ノ二種ニ分ツ総テ前金トス

一 乙種練習生 金二銭(但軍人ハ半額又軍人ニアラザル者ト雖トモ日曜日及祭日ニ限り半額トス)

右入場券ハ入場ノ際監査人ニ示シ退場ノ際還納スルモノトス其一ト度退場スルモノハ更ニ切符ヲ求ムルニアラザレハ再ビ入場スル事ヲ得ズ

一 甲種及ビ特別練習生 一カ月金二十銭(但日曜日ノミ望ム者ハ半額トス)

本会ノ得業証ヲ得タルモノハ永遠無料ニテ出入スルヲ得ルト雖トモ更ニ他ノ一科ヲ望ムモノハ前金額ヲ納ムルモノトス甲種及ビ特別練習生ハ常ニ切符ヲ所持シテ出入毎ニ監査人ニ示シ点檢ヲ受クルヲ要ス

第二条 甲種及ビ特別練習生所持ノ切符ハ他人ニ貸与スルヲ許サズ

第三条 甲種及特別練習ヲ希望スルモノニシテ十六日以後申込ミノ分ハ切符代価半カ月分ヲ前収ス

第四条 甲種及特別練習生切符ヲ紛失セシトキハ速カニ書換ヲ申出ツヘシ

但手数料金三錢トス

第五条 甲種及特別練習生事故ニ依リ中途退会スルモ前収ノ切符代価ヲ返戻スル事ナシ

第六条 中途ニシテ退会スルモノハ其趣本会ニ届出ツヘシ

#### 第四章 入場者心得

第一条 場内ニ入ルモノハ諸種ノ器械ニ就キ随意ニ運動スルハ妨ケナシト雖トモ諸事場内ノ規定ニ違フヘカラズ

第二条 入場中他人ノ運動ヲ妨ケ又ハ場内ノ規定ニ違ヒ或ハ監視者ノ指示ニ背ク等ノモノハ退場セシムル事アルベシ

第三条 場内設備ノ器械ヲ破損シ或ハ落書スルモノハ相当代価弁償セシムル事アリ

第四条 場内設備ノ器械ハ決シテ其位置ヲ変換スルヲ許サス

第五条 場内設クル処ノ土砂ヲ他処ニ散布シ或ハ瓦礫ヲ混入スル等ノ悪戯ヲ禁ズ

第六条 技術危険ヲ認ムルトキハ臨時其種ヲ限り運動ヲ止ムル事アルベシ

第七条 技術奨励ノ為メ毎年一回乃至二回運動競進会ヲ開キ優等者ニ賞品ヲ与フル事アルヘシ（其方法ハ臨時ノ決定ニヨル）

第八条 本則列記スルノ外臨時場内ニ掲示スルモノハ入場者必ズ守ルヘキモノトス

右会則ハ凡テ評議員会ノ決議ヲ經テ改正スル事アルベシ

## 第五章 体育会職制

職制ハ追テ相定ム

右之条々評議員会ヲ經テ決定候事

明治廿五年四月十八日

## 体育会

この体育会規則が示しているところは、第一体育場が一般にひらかれた社会体育施設の機能を有していたことである。しかし、この施設を有効利用した会員の多くは特別練習生であったことから、軍人に開放された施設ということもできそうである。この時代には、学生でもなければ運動に汗してそれを楽しむことは稀でしかなかったことを考えれば、軍人主体の施設利用規則は当然の如く受け入れられたと思われる。それに、経営的には軍人に絞ることなしに、その施設を維持し得る経費を調達することは難しかったともいえる。とまれ、第一体育場は盛会であった。このことが第二の体育場の建設へと向かわせることとなった。明治二十五年十二月十一日、東京市本郷区向岡弥生町三番地に「第二体育场（体操場）」の開場式を迎えている。その時の様子が『有文会誌』（二十七号、明治二十六年一月）に掲載されているので、記者の描写するところを引いてみよう。

予告ノ如ク本会第二体操所本月十一日ヲ以テ開場セリ

左ニ式場景況ノ一斑ヲ記シ会員諸君ニ報告ス

一 午前十時本会練習生及当日入場セシ諸学校生徒一同君が代ヲ三唱シ後各器械ニ就キ技ヲ演シ終テ各種色別ノ切符ヲ散布シ拾ヒ得タル切符ノ色別ケニ応シ茶菓ト交換セ<sup>ル</sup>等ノ余興ヲナシ午後軍歌其他ノ遊技ヲナシ当日臨場ノ會員ニハ一盞ノ祝意ヲ呈シ目出度式ヲ終ヘタルハ午後四時ナリキ

因ニ記ス当日隱岐、大久保ノ両佐官幸ニ臨場セラレ開場ヲ祝スルトテ自ら率先器械運動ヲ行ハレ青年子弟ノ志氣ヲ鼓舞セラレタリ其演技ノ巧妙ナル昔時ノ練習ヲ想像スルニ足レリ満場ノ諸君悉ク贊嘆セサルハナカリキ

このように日本体育会の経営する運動施設は活況を呈することになるわけであるが、明治二十七年一月二十八日には第一体育場内に剣術の一科を設けて、「練武館」の開場式を挙行していることも、この時期の本会による運動施設建設の事業として記録されねばならない。

## 第二項 教員のための練習施設「日本体育会体操練習所」の設置

明治二十六年初頭に公表された「体育會設立之要旨」では、日本体育会の予定する事業の一つに「諸学校体操科教師等ニ於テ練習スルノ便ヲ得セシムル事」が上げられていたが、それが明治二十六年三月三日に「日本体育会体操練習所」の設置となつて実現している。この施設は諸学校の体操科教員の養成と現役の体操科教員の再教育のために用意されたもので、後に日本体育会体操学校として各種学校の仲間入りを果たすことになる。したがつて形式的には確かに体操練習所の段階では、この機関は単なる練習施設の域を出るものではなかつたといわねばならないが、その實質は立派に体操教員養成機関の機能を果たしていたのである。この日本体育会体操練習所に関しては、

日本体育大学の前身となるがゆえに、第二部第一編の「日本体育大学の沿革」のところで取る上げることとした。

### 第三項 体操教師の学校への派遣

日本における学校体育振興のための教員養成は明治十一年十一月の「体操伝習所」の設立をもって始まる。この国による体操教員養成機関は、第二部第一編の「日本体育大学の沿革」でも取り上げるが、明治十九年に廃校となり、その機能は高等師範学校の体操専修科に移されている。ところが、当該の体操専修科では明治二十年に教員の養成を中止することとなり、これによって本邦の体操教員の供給源が断たれることとなった。したがって、各学校の現場にあつては体操の授業をカリキュラム上で用意しながらも、実際には担当教員がいなことを理由に実施できないケースがでてきた。こうした状況の打開を計るべく計画されたのが、日本体育会の「体操科担当教員の学校への派遣」事業であつた。このことは明治二十六年初頭に公にされた「体育会之要旨」に「各学校等ヨリ体操科教授ノ依頼アリタル時ハ勉メテ非薄ノ報酬金ヲ約シ其需ニ応ズル事」と記されていることと一致する。しかし、この事業は日本体育会がその発足当初から用意したわけではなく、学校より体操教員の派遣依頼が無い込み、その依頼に応じた時点で構想されたとみるのが自然であろう。というのも、最初に共立中学校より依頼されたのが明治二十五年六月のことであり、当時の日本体育会の「教育部」にはそのような需要に積極的に応えていくだけの陣容が抱えられてはいなかったからである。依頼があつたときに応ずるのが精一杯であつた。現に、学校からの依頼に応じて派遣した実績は先の飯田町四丁目に所在する共立中学校の外に独逸学協会学校（麴町五番町、明治二十五年十月）、明治義会（麴町四番町、二十六年四月）、育英塾（神田錦町、二十六年六月）が確認されるのみである。しか

も派遣校は第一体育場の近辺に限られていたのである。積極的にこの事業を遂行するには教授陣の数が不足していたといえよう。もちろん、次の引用が語ってくれているように(『有文叢誌』三十一号、明治二十六年五月)、体操教員の派遣依頼は上の四例に限らず、多くあつたようである。しかしこの時期は体操教員が著しく不足していたのだから、当該教員を調達すること自体が難しかったといわねばなるまい。

一 同会ハ今回明治義会ノ嘱託ニ係ル同校生徒術科ノ教授ヲ担当ス曩キニ已ニ同会ノ負担セル獨逸協會学校及  
共立中学校ノ如キ規律整肅進退坐作能ク従順ノ素質ヲ養成シ其成績顯著ニシテ術科ノ効用大ナリトテ諸方ヨリ  
術科依頼ノ申込ミ続々アリト云フ

教授陣容に目処がつくようになると、日本体育会はこの学校への教員派遣の事業に積極的に乗り出していった。それは「日本体育会体操練習所」の設立によって、教員を自前で用立てることができるようになったからである。明治二十七年一月の本会機関誌『文武叢誌』三号において広告を掲載し、体操教師の派遣依頼に応ずることを宣言した。しかし、当該教員養成機関において、学校の体操科担当教員の養成をはじめたということは、各学校レベルではその機関の卒業生を雇い入れることができるようになったことを意味しており、したがって日本体育会に対して体操教員の派遣依頼の必要がなくなることに通ずるわけである。それがために、この事業も体操練習所の卒業生の輩出が軌道に乗り出した明治二十七年には早くも開店休業の状態に陥ることとなった。しかしこの事業の行詰まりは国民体育の振興を標榜する日本体育会にとって喜ばしいことであつたといえよう。

#### 第四項 体育の啓蒙活動

国民のほとんどが「体操」の何たるかを知らない時代にあつて国民を運動の機会へと誘うには体操(遊戯を含む)とは如何なるものかを知らしめるのが早道である。それがために、日本体育会は運動会を実施してその会場に人々を誘い、講演会・幻燈会を開いて運動の必要性を説き、さらに体育の専門雑誌を刊行してその必要性を訴えていった。もちろん、これらの日本体育会による行為は本会の事業を実施に移すために取られたものである。以下においてそれらの体育の啓蒙活動を素描しておくこととしよう。

##### (一) 運動会の実施

明治二十年代の後半あたりから、徐々に、日頃の授業の成果を発表する場として始まった学校の運動会は父兄の見物席が設えられるなどして、著しく華美な学校行事となつていった。村の学校の運動会はその村の年中行事の様相を呈し、村人は仕事を休んで運動会に馳せ参じた。それがために、運動会は遊興的になり、いわゆる「授業の延長としての真面目な課業」の影は薄くなつていく始末であつた。このような学校の運動会とは異質な運動会として実施されたのが日本体育会の運動会であつたといえる。とはいえ、「運動会は、出場者を準備のための練習に駆りたてて運動せざるをえないようにし、見るものに運動への興味と関心と呼びおこした」(「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」)のだから、国民体育の普及に少なからぬ影響力を本会の運動会も持っているといわねばならぬ。当然、日本体育会もこの運動会に注目した。自らが主催して運動会の何たるかを示し、多くの観客を動員できればそれだけ効果も大きいことになる。



日本体育会主催の最初の運動会は明治二十四年十一月に第一体育場内にて開催された。この運動会に軍人や諸学校の生徒がやって来たけれども、イベントとしては小規模であった。これが第二回目を迎えてからは一変したという。明治二十五年七月に評議員会を開いて第二回運動会の規則を定め、これに則って実施しているからである。その規則を次に眺めてみよう。

日本体育会 第二回 大運動会 規則

- 一 一 本会運動会ハ会則ニ基キ評議員ノ決議ヲ經テ來ル十一月上旬ニ於テ之ヲ開クモノトス
- 二 二 開会ニ当リ本会ヨリ左ノ役員ヲ設ク
  - 一 一 會長 一人
  - 一 一 諸般ノ事務ヲ綜理ス 若干
  - 一 一 幹事 若干
  - 一 一 庶務及ヒ會計ノ事ヲ分掌ス 若干
  - 一 一 書記 若干
  - 一 一 幹事ニ屬シ庶務及會計ノ事ニ服ス 若干
  - 一 一 評議員 若干
  - 一 一 會長ヲ補助シ諸事ヲ整理ス 若干
  - 一 一 検定員 若干
  - 一 一 各種運動ノ評点ヲ檢シ優劣審判ノ事ヲ掌ル 若干
  - 一 一 検査員 若干

競技者ノ優劣ヲ検査シ其評点ヲ検定員ニ致ス

一 開場取締 若干

場内ヲ取締リ兼テ競技者ノ編成ヲ掌ル

三 本会ニ出場シ競技セントスルモノハ何人ニ限ラス之ヲ許ス

但開場ノ風紀ニ妨ケアルト認ムルトキハ入場ヲ謝絶ス

四 競技者及ヒ縦覧者ハ入場券(金五銭軍人半額)ヲ求ムルヲ要ス

但会員証又ハ本会ヨリ特ニ招待スルモノハ此ノ限りニアラズ

五 本会ニ出場セントスルモノハ予メ住所姓名及ヒ競技セントスル運動ノ種類ヲ詳記シ規定ノ入場券料

ヲ添ヘテ本会ニ申込ムベシ

但一人ニシテ數種ノ競技ヲナスモ入場料ヲ増加スル事ナシ

六 運動ノ種類ハ概ネ左ノ數種トス

一 器械体操(鉄棒、木馬、棚、手摺、跳繩)

二 銃槍仕合

三 競 走

七 競技者ヲ左ノ二種ニ分ツ

一 軍人(下士官、兵卒ヲ區別ス)

二 各学校生徒及ヒ其他

八 諸種ノ競技ハ追テ之ヲ定ム

競技ノ上優等者約五分ノ一ニハ賞品及賞状ヲ与フ

但最優等者ニハ徽章ヲ贈ル

十 賞品ハ軍人及其他ニ區別シ之ヲ与フルモノトス

- 十一 優劣ハ評点ノ多寡ニ依リ之ヲ定メ同点ハ抽籤ヲ以テ甲乙ヲ分ツ  
但銃槍仕合ハ別ニ定ムル方法ニヨル
- 十二 競技者事故ノ為メ出會シ得サルモ入場券料ヲ返戻セサルモノトス  
但代人ヲ出スハ妨ケナシ
- 十三 運動會ニ関スル會計収支決算書ハ各賛助會員ニ報告ス
- 十四 評点は一ニ檢定員ニ委スルヲ以テ優劣ノ判決ニ関シ其可否ヲ申出ツルモノ之ヲ受理セズ
- 十五 競技者ハ委員ノ呼名ニ応ジ競技場ニ出ツルモノトス
- 十六 入場者ハ必ず會場揭示ノ禁令ヲ守ルヘキモノトス
- 十七 場内ノ規定ニ背クモノハ退場セシムル事アルベシ

明治廿五年七月

日 本 体 育 会

この運動會規則を眺めてみると、著しく軍人向けに傾いていることがわかる。これは本会の維持・発展にとって致し方のない措置であった。軍人のための競技を用意し、入場料に意を払い、賞品までもに軍人と一般の区別をしているのである。しかしこの運動會が軍人寄りであろうとも、一般人を取り込んで開催されていることに意義が見出せる。その会で繰り広げられた演技の数々は軍人に限らず、興味本位に來場した一般の見物人にも焼き付いたに相違ないからである。現に、第二回運動會（於、神田三崎町旧練兵場跡）に競技出場者がおよそ七百名にのぼり、來觀者は延べ千数百名に及んだという。さらに、「運動競進會」と改称された第三回運動會（於、神田三崎町旧練兵場跡）には、出場者が二千余名で來觀者の方は一万余に昇っている。この運動會は大變盛會であつたようので、「当日

ノ來賓ハ、久邇宮殿下、伏見若宮殿下ヲ始メトシテ文武ノ貴顯其他朝野ノ紳士淑女、新聞記者、及一般ノ縦覧者ニシテ、無慮一万余ニ越ヘタリ、サスガノ広キ会場モ、足ヲ容ルルニ地ナク、為メニ或ハ内ノ囲ヲ破毀シテ場内ニ闖入シ、其修繕モ間ニ合ハス、会場取締員モ制シ兼タル程ニテ、非常ノ盛会ナルヲ知ル可シ」(『文武叢誌』一號、明治二十六年十一月)と報じられた。このように日本体育会の運動会は盛會を極めることとなるが、入場料の徴収に見られるように、本會の崇高な目的の外にも経営の問題が絡んでいたといわねばならない。

## (二) 講演会・幻燈會の実施

広く国民一般に体育の必要性を訴えることは、日本体育會の事業の一環でもあった。その一つの方便として行われたのが講演會であつた。その最初は明治二十六年五月十三日に神田錦町二丁目にあつた育英齋で開催された講演會である。講演者は海江田信義(枢密顧問官)と長谷川春朗(本會評議員)で、前者は「心身両育ニシテ不離テフ問題」を、後者は「体育ノ必要」をテーマに講演している。聴講者は本會の練習生や中学校の生徒であつた。このことは講演會を開始した当初は教育の一環としての域を脱し得ていなかったことを示している。翌六月十日の二回目の講演會でも聴講者は練習生や中学校の生徒に限られていたからである。しかし講義内容は体育の問題に限られていない。同年十月廿八日に日本教育會を会場にしてもたれた講演會では「第一席根本通明氏ノ孫子ノ講義、第二席ハ海江田子爵維新前後ノ実歴(前回ノ続キ)ヲ講和」(『文武叢誌』一號、明治二十六年十一月)がなされているためである。体育の問題だけを講演内容に選んでいて人は集まらないのだから、まずもつて一般市民を魅きつけるテーマこそこの種の講演會には必要であつたといえよう。この講演會に講演者が二名登壇するのが普通であつたが、その内の一名は著名人、他の一名は日本体育會の関係者が選ばれていたのはそのためであつた。

このような講演会の企画の仕方に加えて、さらに人々を魅きつけたのは幻燈の導入であった。その最初は明治二十七年三月三日に華族会館で開かれた第一回賛助会員総会の折である。その当時、幻燈という新兵器は一般市民にとって大変物珍しいもので、これを見たさに講演会に足を運ぶ者も少なくなかった。だから幻燈を通して映し出された映像は何も体育の事柄に限る必要はなかったといえる。主催者である日本体育会のねらいは人集めの後で貫徹されればよかったわけである。体育の奨励・普及のために行った幻燈講演会とはこのようにその時代を映しながら遂行されたといえそうである。

このいっぽうで、幻燈講演会とはその趣を異にする講演会がもたれている。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』によれば、その講演会は次の如くに実施されたという。講演会に寄せる日本体育会の期待を垣間見ることができよう。

また、幻燈講演会ではないが、同様の会がその後も盛大に行われた。その一は、明治二十八年十月二十九日に各府県知事、東京府会議員、東京市学務委員を集めて行った第一体育場での実演と大日本教育会における演説会で、文部省学校衛生主事三島通良の「体育の必要」、内務省衛生局長後藤新平の「体育の教育上の効用」、済生学舎長谷川泰の「体育の拡張」が、盛会のうちに講演された。その二は、翌明治二十九年三月二十一日に貴衆両院議員、東京府会議員、徴兵参事官、各学校長、学務委員らを対象に華族会館で行った演説会である。ここでは、体操練習所ならびに第一体育場の卒業証授与式をかねて、つぎの演説が行われた。なお、東京日日新聞（三月十八日）は「日本体育会の大演説会」と題して、これを予告している。

松石安治参謀少佐

体操に就て

三島通良文部省学校衛生主事

木場貞長文部省普通学務局長（未確認）

長谷川泰済生学舎長

本邦人は現在の体格を以て満足すべき乎

体育に就て

体育の実施

### （三）啓蒙誌『文武叢誌』の発行

体育に関する啓蒙誌を発行することも日本体育会の大切な事業の一つであった。その啓蒙誌は『文武叢誌』という名称を得て明治二十六年十一月十五日に創刊の日を迎えている。しかしこの誌名が示しているように、その当初は体育の啓蒙誌というよりもただの機関誌として出発している。「武」だけでなく、「文」をも取り込もうとしている



『文武叢誌』創刊号（明治26年11月刊）

るのだから、「体育」の問題が充分に取り上げられるよしもないからである。実際に、明治二十七年九月の十一号まで「体育」の欄は用意されなかった。しかしこの漸くにして設けられた欄においても充分なスペースが割かれたわけではなく、「少年文庫」欄や「戦報」欄と同等の地位しか与えられていない。僅かに体育雑誌と見受けられるのは「日本体育会報告」の欄が創刊時から設けられていたという事実である。したがって、本誌が真の意味で体育に関する啓蒙誌となるのは「体育」と改題して、そ

の編集方針が変わつた明治三十二年三月まで待たねばならなかつたといえよう。しかし、それでも『文武叢誌』は国民体育の奨励・発展を目指した日本体育会の機関誌として誕生した事実には変わりはない。そこで、「文武叢誌発行ノ主意」を創刊号に尋ねてみることにしよう。

### 文武叢誌発行ノ主意

日 高 藤 吉 郎

斯文斯武偏廢ス可カラサルハ古今先修ノ常ニ戒ムル所ナリ況ンヤ方今万国ト並立対峙スル時ニ於テヲヤ夫レ文ハ以テ綱常倫理大道誠正ノ理義ヲ明ニシ武ハ以テ之ヲ保守履行シ其ノ忠節ヲ致ス所以ナリ故ニ文ヲ事トスル者武ヲ外ニセス武ヲ好ム者文ヲ外トセス二者ヲシテ常ニ相須テ而シテ離レサラシメ是レ臣民君国ニ尽スノ本文ナリ恭ミテ明治二十三年十月三十日ノ 聖勅ヲ拝スルニ曰ク億兆心ヲ一ニシ克忠克孝ナルハ我国体ノ精華ナリト又曰ク一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス可シト茲ニ本誌ヲ発行スルハ即チ是 聖勅ヲ奉体シ聊聖旨ニ奉答セント欲スル所ナリ是ヲ第一ノ要義トス今ヤ世上ノ雜誌ヲ觀ルニ或ハ時ノ風潮ニ從フヲ主トシ或ハ俗士ノ嗜好ニ投スルヲ主トスル者ハ往々之レ有リ而シテ君国ノ公益ヲ図ルモノ甚タ乏キヲ憾ム本誌ノ如キハ則チ然ラス縦ヒ風潮ニ逆ヒ時好ニ戻ル所アルモ誠意正心修身齊家ノ道ニ於テハ勉メテ之ヲ講究シ国家大部分ノ裨益を謀ラントス是レ本誌発行第二ノ要義ナリ凡ソ国家治安ナルトキハ人々皆無事ニ狃レ遂ニ斯ノ武ヲ忽セニスルハ古来自然ノ流弊ナリ苟モ然ルアラハ一旦緩急ニ際シ上下憑ム所ナク周章狼狽為ス所ヲ知ラサルニ至ルヘシ是レ予メ匡救セサル可ラス是本誌発行第三ノ要義ナリ凡ソ事ノ本誌ノ主義ニ適シ奨励ス可キ所ノモノハ我カ日本体育会ニ於テ実行ヲ遂ケ博ク国内ニ及ホサント欲ス是レ本誌発行第四ノ要義ナリ且ツ夫レ本誌ノ綱領ト為ス所ノ者ハ日本体育会ノ主旨ト相一致シテ剛毅嚴正ノ精神及秩序ヲ守リ困苦欠乏ニ耐ユル等ノ習慣ヲ養成スルニ在リ本誌ヲ発行スルノ要旨概略斯ノ如シト雖トモ未タ十一ヲ尽ス能ハス賜閱ノ諸彦幸ニ其他ヲ諒察セ

この発刊の主旨によれば、日本体育会は独り身体の強健なる発達を目指すのではなく、知的方面や倫理的方面においても同様の意を尽くすのであるから、本会の発行する雑誌においては体育の分野に偏重するべきではない、ということになる。しかしいくら本会が義勇公に奉ずる臣民を養成するからといって、当該雑誌において体育の問題を重視することなくして存在意義はない。だからこそ、その後にもその誌名を「体育」と改めねばならなかったといえそうである。改題後の掲載範囲が「体育、遊戯、運動、衛生に関する一切の事項」と改められたのもそのためであろう。なお、いうまでもないが、本誌は月刊誌として発行され、その版は当初A5版であった。その後、二十一号からB5版に改められ、さらに「体育」と改題してからは再びA5版に戻っている。

#### 第五項 入営前短期軍事教育機関としての兵事講習会の設置

体育は富国強兵の大本であるとする日本体育会は、銃後にあつて国民の体位・体力の増進をはかり、以て有事に備えるという立場を創立以来堅持してきたが、日清戦争後の本会の拡張・発展を背景にして、入営を前にした壮丁に軍事予備教育を施すべく新規事業に着手した。その軍事予備教育機関は「兵事講習会」と名付けられ、日本体育会体操学校の施設を使って十二月入営前の数カ月間（七月から十一月）講習するようになっていた。

この初期の兵事講習会規則に関する資料は今に伝えられていないので（明治三十六年のものは存在するが）、ここでは日本体育会が体操科教員練習生の募集と抱き合わせにして出された新聞広告（『東京日日新聞』明治三十年九月



三十日)を手掛かりにして、兵事講習会なるものを覗いて見ることにしよう。

募集  
体操科教員練習生  
及兵事講習科生徒  
広告

体育奨励の結果体操教員の需要甚だ多し本会は益其養成を努む希望者は左の所へ願書差出すべし

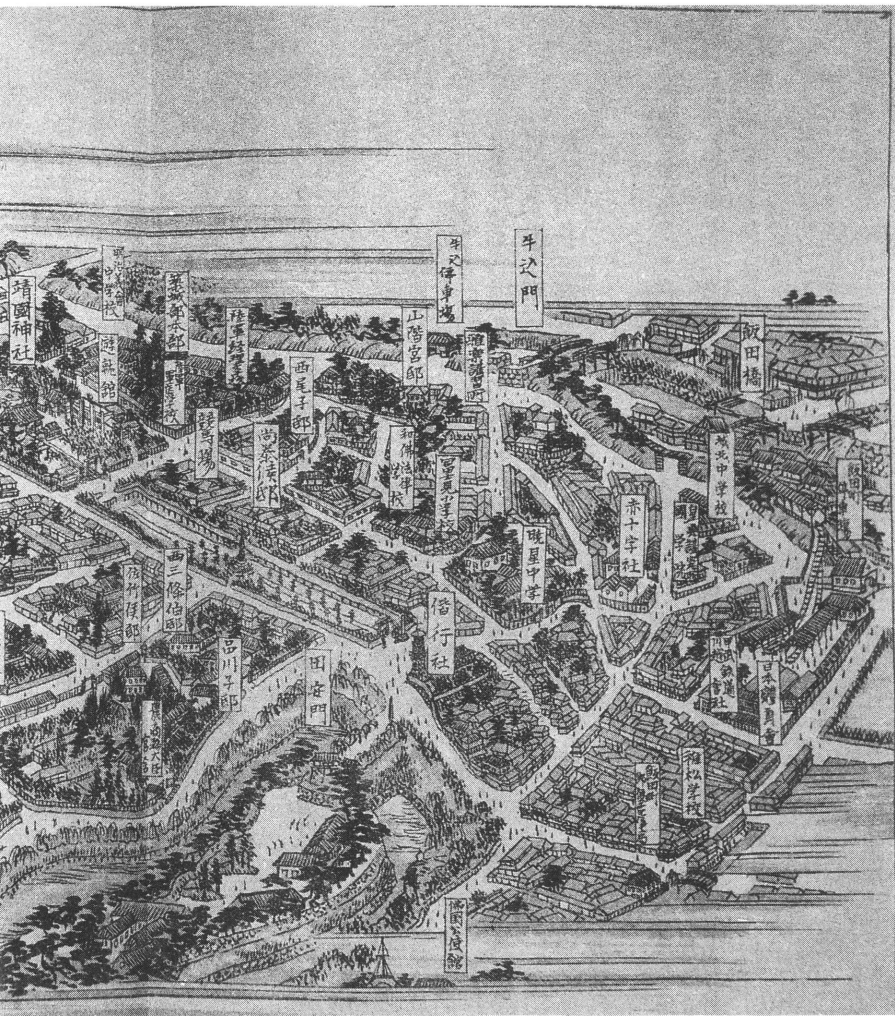
麴町区飯田四丁目三十番地 本会体操練習所教授科目、兵式体操、普通体操、銃剣術、射撃、衛生学、生理学、唱歌、軍歌、其他軍事上必要の学科を授く●本会各体育場(神田区錦町及本郷区弥生町)並狹窄射撃場(牛込区佐内坂町)は日日教授す●実彈射撃場(深川区越中島陸軍射撃場)は毎日曜日に於て教授す●尚本会は会規に基き士官候補生一年志願兵及兵役招徴者の便宜を図り八月より十一月下旬迄右の諸学科を講習す●右体操練習所其他の規則書希望者は各場に付き請求せらるべし尤も遠隔の地は郵券二錢を要す

東京市牛込区市ヶ谷

●柳町二十五番地●

日本体育会

この募集広告によって兵事講習会における教授内容が推測されるが、明治三十六年の「兵事講習会規則」中の授業科目と重ねてみると、当時の様子がより一層明確になろう。当該規則の中で提示されている科目を表にして示すことにしよう。



の見出がある。(『風俗画報』191号 明治32年6月)



兵事講習会の授業科目

術科	学科
兵式教練 兵式体操 射撃予行演習 狭窄射撃 銃劍術	勅諭及教育勅語 讀法 各兵種ノ識別及性能 武官階級及服制 陸軍敬礼式及軍隊内務書摘要 武器裝具ノ名称及手入法 勲章ノ種類及起因 陸軍刑法及懲罰令ノ摘要 射撃教範摘要 野外要務令摘要 赤十字條約ノ大要

右の兵事講習会の授業内容は明らかに軍事予備の教育であつたことを示すものである。とりわけ、学科目は兵役に入る前の教養（心得）であることがわかる。したがって、この日本体育会の事業は軍とりわけ陸軍の歓迎するところとなつたことはいままでもなからう。

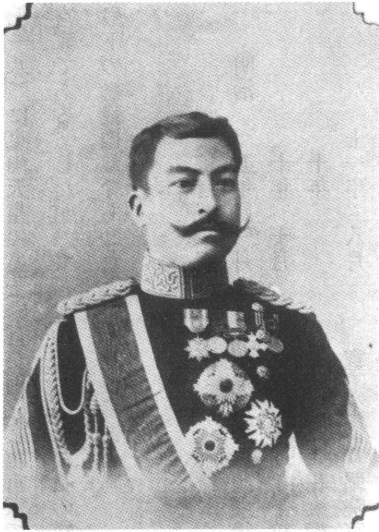
#### 第四節 総裁閑院宮載仁親王の推戴と社会的信用の増大

##### 第一項 総裁閑院宮載仁親王の推戴

明治三十一年一月、日本体育会は閑院宮載仁（かんいんのみやことひと）親王を本会総裁に推戴することを願ひ出て、その承諾を得た。時に、載仁親王は三十三歳であつた。これより先、日本体育会は「日本体育会職制」（明治二十五年十二月制定）を定めて、その総裁に「皇族殿下ヲ推戴ス」の条文を盛り込んでいたが、載仁親王の承諾は五年もの歳月をかけて努力した結果であつた。この実現は当の親王への、したがって宮内省への働き掛けもさるこ

とながら、宮家を総裁に迎えるだけの条件を着々と整えていった成果でもあつた。要するに、総裁閑院宮の推戴は本会の社会的信用の増大とその定着がもたらしたものである。この社会的信用を獲得した本会の状況に関しては次項で取り上げることとしよう。

さて、閑院宮載仁親王は慶応一年（一八六五）九月二十日に伏見宮邦家親王の第十六王子として生まれ、明治五年一月に第五代愛仁（なるひと）親王の亡き後継子のなかつた閑院宮家を継いでいる。この閑院宮家は享保二年（一



閑院宮載仁親王（『日本之体育』）

七一八)に東山天皇の皇子秀宮が創立した宮家で、寛永二年(一六二五)に創立された有栖川宮家に次ぐ伝統ある宮家である。したがって、次に示す載仁親王の経歴を併せてみると、日本体育会にとつては願ってもない皇族殿下の総裁推戴であつたといえそうである。

### 閑院宮載仁親王の経歴

明治 五年一月 閑院宮の再興(後継)

十年 十月 東京陸軍幼年学校入学

十年 大勲位(菊花大綬章)に叙せられる。

十一年 八月 宣下により閑院宮載仁親王となる

十五年 八月 フランス留学(仏国中学・サンシール陸軍士官学校・ソール騎兵学校・仏国陸

軍大学、各卒業、仏国軽騎兵七連隊付)

二十年 八月 騎兵隊少尉

二十三年十一月 騎兵隊中尉

二十四年 七月 帰国

二十四年 九月 陸軍士官学校生徒隊付

二十四年 三条実美侯爵の二女智恵子と結婚(一男二女をもうける)

二十五年十一月 騎兵隊大尉・陸軍士官学校教官

二十六年 七月 騎兵第一大隊中隊長

二十七年 八月 乗馬学校教官

二十七年 九月 第一軍司令部付

	二十七年十一月	騎兵隊少佐
	二十八年 十月	騎兵隊第一大隊付
	二十九年 八月	騎兵隊第一連隊長心得
	三十年 十一月	騎兵隊第一中佐・騎兵隊第一連隊長
	三十一年 一月	日本体育会総裁（大正三年六月まで）
	三十二年 十月	参謀本部出仕
	三十二年十一月	騎兵隊大佐
	三十三年 一月	参謀本部員
	三十三年 二月	欧州視察（三十三年九月まで）
	三十四年十一月	少将・騎兵隊第二旅団長
	三十七年 九月	満州軍總司令部付（三十八年五月）
	三十七年十一月	中将
	三十八年 五月	大本営付
	三十九年 二月	第一師団長
	四十四年 九月	近衛師団長
	四十五年十一月	大将・軍事参議官
大正	八年十二月	元帥
昭和	六年十二月	参謀総長（十五年十月まで）

国の消長は強力な軍事力の有無に掛かっていると考えられていた時代にあつて、強兵の育成を標榜した日本体育

会に輝かしい軍経歴を有する閑院宮載仁親王を推戴し得たことは、本会の将来にとつて大きな意味を持つものであつたといえよう。載仁親王は象徴として本会に係わつただけでなく、本会のさらなる発展の原動力となつたためである。このことは親王が軍務上の地方視察の折りに、本会の支会を視察のスケジュールに組込んでいたことから推すことができるが、後述の内国勸業博覧会（第五回、明治三十六年大阪で開催）への本会の参加を計り、日本体育会の活動を広く世間に披露したことも垣間見ることができるのである。

閑院宮載仁親王より内諾を得た日本体育会は、「閑院宮拝戴披露式」の準備に取り掛かり、明治三十一年三月二十六日に九段の偕行社においてその式典を挙行している。この日、会長黒川通軌中将・顧問野津道貫大將ら朝野の名士と会員がおよそ二千名参列、親王殿下からは次に引用の「令旨」と金百円が下賜された。

夫レ体育ハ知徳ノ根基ニシテ国家富強ノ本源ナリ蓋シ身体疴弱ナルトキハ学ヲ修メ道ヲ行ヒ産ヲ殖シ武ヲ尚フ能ハス故ニ富強ヲ図ラント欲スル者ハ先ツ必ス身体ヲシテ強健ナラシメサル可ラス古人曰ク快活ナル精神ハ健全ナル身体ニ宿スト宜ナル哉余久シク欧州ニ在リテ欧米人カ上下挙リテ体育ヲ相競フヲ見軫々感歎ニ堪ヘサリキ今我カ国体育ノ現状ヲ顧ミルニ未タ旺盛ニ赴カスシテ事物ノ進歩ニ伴フ能ハサルモノノ如シ本会諸子夙ニ見ル所アリ自ラ奮ヒテ体育奨励ノ任ニ当ル是レ余カ最モ喜ヒテ本会ノ總裁タルコトヲ諾スル所以ナリ諸子将来益々拮据勉勵体育ヲ普及シ国民ヲシテ成ク体軀ヲ強健ニシ知ヲ磨キ徳ヲ修メ以テ富強ヲ増進シ大ニ皇威ヲ宣揚シ国權ヲ振張セシメンコトヲ望ム

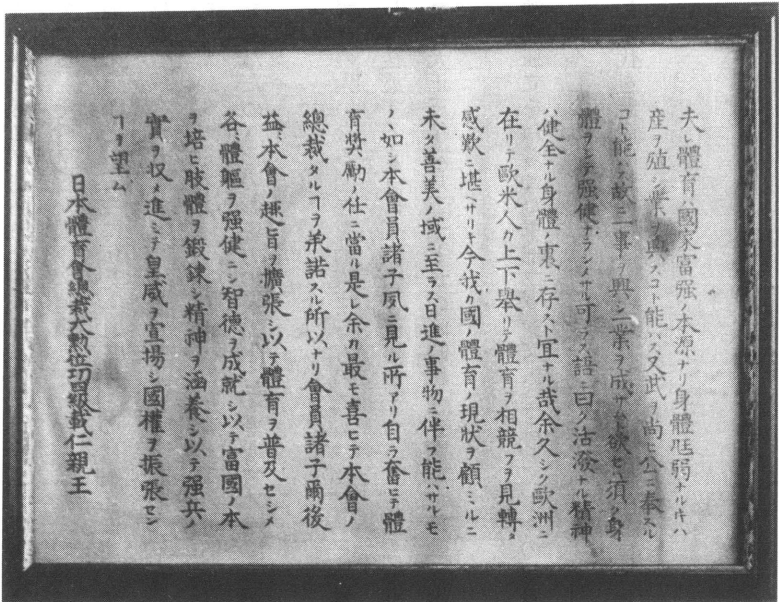
日本体育会総裁大勲位功四級載仁親王



# 體育富強之基

載仁親王

「體育富強之基」（『日本之體育』）



總裁閑院宮載仁親王令旨（昭和5年アルバム）

なお、昭和五年の日本体育会体操学校卒業アルバムの中で額に納められた閑院宮殿下の「令旨」の写真が載せられているが、その内容は先に引用のものとは異なっている。その令旨が殿下の直筆かどうか、またその後文面を殿下自身が書き改めたのかは未だ詳らかではない。殿下の直筆として今に伝えられているのは有名な書「體育富強之基」（日本体育大学図書館蔵）のみである。この書は複数枚書かれたようである。日本体育会発行の『日本之体育』に折り込みで掲載されている写真の筆跡と微妙に異なっているからである。したがって、載仁親王殿下は日本体育会の総裁という立場から「體育富強之基」という書をしたため、その影響力の及ぶところをして本会の発展に尽力したといえよう。

このように、閑院宮載仁親王殿下の推戴は日本体育会の大きな発展を約束するものであったが、その推戴を可能ならしめたのは会の財政の健全さにあった。しかし、後述するように、本会は長きにわたって潤沢な財政を維持できず、殿下の総裁推戴の断念の止むなきにいたった。大正三年六月二十七日に臨時総会を開いて総裁に関する条項を定款から削除したのはそれがためであった。

とまれ、先の戦争において閑院宮載仁親王は「統帥権独立をねらった軍部ファシズムによって、その総長官としての権威が利用」（『皇室の百科事典』）されることとなり、太平洋戦争の終結を間近にした昭和二十年五月二十日、八十一歳の生涯を閉じている。軍国主義の盛んなりし時代を懸命に駆け抜け、その終焉とともに生をまっとうしたといえよう。

## 第二項 社会的信用の増大

明治二十五年十二月に「日本体育会職制」を定めて、顧問に貴族院議員の丸山作樂を据えて運営組織の整備を図った日本体育会は、翌二十六年に副会長の席を新設して当時枢密院顧問官の職にあつた海江田信義子爵を迎え、さらに二十七年二月には委員を設けてその組織固めにはいつた。しかしこの時点までは依然として会長のポストに空席の状態が続いており、組織としては未完の状況にあつたといわねばならない。しかも、二十七年十一月には頼みの海江田子爵も不治の眼病を理由にその職を辞任、組織としては大きな痛手をうけている。しかし日清戦争を契機に本会对する軍国主義的期待の増大が組織上の欠陥を乗り越えて本会の発展に好影響を及ぼしたという。つまり、明治二十八年十一月下旬に組織的には一応の完成をみるにいたっている。陸軍大将伯爵野津道貫（後、元帥）を初代の会長に迎え、海江田副会長の辞任後、会長事務取扱に就いていた丸山作樂を副会長に据えたからである。そして翌十二月に常務委員（明治二十八年九月に新設）の長に塩谷方国を委嘱して野津体制が固まっている。その後、この陣容は目まぐるしく変わる。塩谷に変わって陸軍少将男爵川村景明（後、大将）が常務委員長に就任（二十九年十月）、公務のため野津会長が辞任した後を受けて退役中の陸軍中将黒川通軌が会長に就き（三十一年一月）、これを機に今度は川村常務委員長が副会長に昇格し、これにともなつて空席となつた常務委員長に銀林綱男が就任する。

このような陣容の目まぐるしい変化はさまざま理由によると思われるが、日本体育会の役員に就任すること自体が陸軍関係者の間ではステータスシンボルと映つたことによるに違いない。この点でも日本体育会は社会的ステータスを得るのに成功したといえそうである。初代会長野津道貫の本会にかける意気込みを覗いてみることにしよう。

う。『文武叢詩』二十九号（明治二十九年三月）に次の如き新会長の意気込みが躍っている。

#### 日本体育会拡張ノ主意書

明治廿四年本会設置以來拮据經營以テ体育普及ヲ図リシカ今日我邦ノ現況ト宇内ノ形勢ハ益々体育ノ必要且急務ナルヲ感セシムルカ故ニ茲ニ本会ノ規模ヲ拡張セントス

夫レ皇威ヲ宣揚シ国權ヲ振張スルハ富国強兵ヲ図ルハ即チ国民体軀ノ強健ヲ図ルヲ以テ基本トシ其始トス故ニ軍備ノ拡張ヲ要スル今日ニ在リテハ本会ノ拡張一日モ忽セニスベカラス乃チ体育ノ普及ハ軍備拡張ト相待チ必須緊急ノ事業ト謂フ可キナリ蓋シ国民柔弱ナレハ強兵ヲ養成シ富国ヲ成立スル事能ハサレハナリ今ヤ我邦外征ノ後ヲ承ケ軍備拡張ノ時機ニ迫リ体育普及ノ議漸ク盛ナラントス是レ或ハ本会拡張ノ為メ天ノ特ニ此好機會ヲ与フルモノナラン抑本会ノ主義タルヤ平和ノ時ニ在リテハ専ラ体力ヲ壯健ニシ精神ヲ涵養シ敵ニ粗暴過激ノ挙動ヲ慎ミ一旦緩急アルニ際スレハ政府ノ命令ニ応シ士農工商各常識ヲ抛チ銃砲劍槍ヲ執リ国民ノ義務ヲ尽シテ綽々余裕アル精神体力兼備双絶ノ帝国民ヲ養成スルニアリ

尚ホ本会ノ目的ヲ約言スレハ一ハ国民全般ノ体育ヲ図リ一ハ諸学校体操教員ノ養成及陸海軍兵員ノ素養並ニ予後備兵ノ温習又ハ国民兵ノ養成等目下ニ在リテ最モ必要緊急ノ教育ナリトス

四方忠愛ノ諸君子本会ノ為メ貨ヲ捐チ力ヲ尽サレナハ帝国ノ富強駭々其歩ヲ進メン事復タ疑ヲ容レサルナリ因テ数言ヲ陳ベ以テ檄文ニ代フ

日本体育会々々長 野津道貫

このような組織陣容によって得られた信用は社会とりわけ陸軍においてみられるものである。しかしこれより先

の明治二十六年十二月二十日に宮内省より恩賜金三百円が下賜されたことは、本会の社会的信用を取り付けるのに大いに功を奏しているといえよう。「当時の日本で恩賜金を下賜されることは、無類の光栄であり、これによる社会的信用は極めて大きい。」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）からである。したがって本会はこの利点を大いに利用した。本会の会員獲得のために印刷された紙面にその恩賜金下賜の事実を大々的に取り上げ、宣伝の材料としたのである。この外にも、既に述べたように、久邇宮家や閑院宮家をはじめ各宮家が推戴名誉賛成員としてその名を連ねてくれたことも、本会の社会的信用の増大を招いた要因として取り上げることができよう。このようにして得られた本会の信用は前項で取り上げた「総裁閑院宮の推戴」となつて実現していったのである。

## 第五節 国庫補助の稟請と受領

日清戦争の戦勝機運を背景にしながら、日本体育会は著しく発展を重ねた。会の運営資金も順調に確保されるようにもなった。しかし、その資金は宮家からの下賜金であったり、不安定な会費徴収（会員である限り会費納入が、一定限度額を越えればその義務は免除された）の規定に基づいて得られる会費収入であったりしたために、資金調達の問題は常についてまわっていたといわねばならない。そのために、会の経営が順調に進行している間にも新たな財源確保の手段が模索されてきた。その一つは本節で取り上げようとする国庫補助の稟請であり、他の一つは勸進興行としての相撲の開催であった。国庫補助の稟請については以下で詳しく取り上げるので、ここでは先ず勸進

相撲について簡単に触れておくことにしよう。

日本体育会の勸進相撲の最初は明治三十一年五月二十六日から二日間にわたって興行された。本会が東京角力協会に依頼して開催したもので、常陸山・朝汐など大相撲史にその名を刻んでいる力士も協力している。この勸進相撲はその後毎年開催されているが、最初の興行について東京日日新聞は「體育會寄附相撲（初日）」の見出しを掲げ、「昨廿六日より回向院大場所跡にて興行の日本體育會寄附大相撲は早朝より正面棧敷は同會總裁閑院宮殿下御名代花房男爵川村第一師団長貴族院議員渡邊清、體育會幹事日高藤吉郎の諸氏及び松井本所警察署長飯島區長外三十余名参場せられ特に總裁宮殿下より酒料百圓を協會へ下賜せられたり」として、取組の結果を詳しく報じている。

この日本體育會寄附大相撲の催しは本会の経営にかける熱意の現れであつたといえる。不安定な財政を安定的なものにすべく取り図られたもので、本会の目的を直接的に達成するための事業ではなかつたからである。このように、新たな経営戦略を打ち出しながら、もういっぽうでは、より安定した財源確保の方策が練られていった。それは国庫補助の稟請として具体化していくことになるのである。

### 第一項 国庫補助の稟請

国庫補助の稟請への動きは戦争を肯定する機運の渦巻く時代・社会の中から生まれてきた。より強靱な肉体を所  
有する軍人の育成を目指す本会に多くの支持者が列をなすようになった。これを背景にして本会の経営を好転させない手はないわけであるが、本会関係者はもとより、一部の国会議員のなかにも本会を支持して、資金的バックアップを計ろうとするものが現れている。それは国庫補助金を日本体育会に交付しようとする動きとなって表面化し

た。この情報をキャッチした東京日日新聞は明治二十八年十二月二十二日付けの紙面で次のように報じている。このことは、本会の動向が新聞の紙面を飾るまでに、その当時、日本体育会への注目度が増していたことを指すといわねばならない。

○日本体育会の基本金請求　野津近衛師団長を推して会長となし、隠岐歩兵大佐丸山貴族院議員及び日高藤吉郎氏等の経営に係る日本体育会は陸海軍人は言ふに及ばず全国有志の賛成を得て益々隆盛に赴き殊に日清事件以来本会拡張の必要を唱ふるもの漸次其数を増し貴衆議員の中にも多くの賛成者現はれ本期の帝國議會には該体育会の基本金として若干の補助費を国庫に仰ぐべしと意気込み居る向きもあり、又た同会発起者に於ても大に此事を冀望し尙し両院議員の中に於て本案の提出者なきに於ては同会は特に評議員会を開き断然基本金下付の請願書を提出する筈なりと然れども本請願書にして不幸議會の否認する所ならんか更に其の方針を一変し洽く全国の華族紳士及び其他の篤志家に向て補助金を仰ぎ以て体育養成の素願を徹底するの決定なりと云ふ

このような日本体育会の国庫補助の稟請の動きは三十年の秋には急速に進捗をみせ、次のような建議案が作成されている(本案は『教育時論』四五八号に掲載)。しかしこの建議案は同年十二月に開催の第十一議會に提出するはずであったが、当該議會が即日解散されたためにその努力も水泡に帰している。なお、衆議院で小沢武雄、辻新次、久保田譲らが、貴族院では石塚重平、波多野伝三郎、中島又五郎らの名において提出することになっていた。

#### 体育奨励ニ関スル建議理由書

## 第一 大体上

身体健康ニシテ、心志剛強ナルハ、百般事物ノ根本ナリ。国家文運ノ發達事業ノ進歩ハ、皆国民全般ノ健康ナル体格ト剛強ナル心志トニ基カザルハナシ。是レ体育ノ知育ト相伴ハザル可カラザル所以ナリ。然ルニ現時ノ教育ハ、能ク両者相伴フヤ否ヤ。又我国民全般ノ体育ハ、果シテ完全ナリヤ否ヤハ、實ニ今日ノ疑問ナリ。之ヲ實際ニ徴スルニ国民ノ体力漸ク羸弱ニ赴カントスルハ、事實ナルガ如シ。若シ今日ニ於テ遠大ナル計画ヲ設ケ、体育ノ普及ヲ図ルニ非ズハ、遂ニ救済ノ道ナキニ至ラム。是国家大体上体育奨励ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

## 第二 教育上

各官立府県諸学校ノ數概ニ万五千アリ。其課程中各体操科ノ設アリ。随ヒテ之ニ要スル多數ノ体操科教員ヲ如何ニシテ供給スベキカ。文部省ハ、嘗テ体操伝習所ヲ設ケ、体操教員ヲ養成セシモ數年ニシテ廃止シ、今ヤ教員養成ノ道ナシ、文運ノ旺盛ナルニ随ヒ、就学者大ニ増加シ、学校モ又之ニ伴ヒテ増加スル時ニ当リ、此ノ如ク体操科教員養成ノ道ナクシテ漸次教員ノ欠乏ヲ加フルトキハ、如何ニシテ体育ヲ發達セシムベキカ。是レ教育上体育奨励ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

## 第三 軍事上

宇内今日ノ形勢タル生存競争ノ風年ヲ逐ヒテ、其度ヲ進メ、弱肉強食ノ実到ル処ニ之ヲ見ル。目下軍備ノ拡張ヲ要スルハ、此緩急ニ備ヘムガ為ナリ。然ルニ軍備ノ要素ニシテ護國ノ大任ヲ荷フモノハ、軍隊ナリ。而シテ其軍隊ノ兵士ハ、国民ノ壯丁ヲ徵発スル者ナリ。故ニ国民体育ノ發達十分ナラズンバ、徵発セラルル壯丁ノ体格又完全ナラズシテ其數ハ、定員ニ滿ルモ実力ハ、年ヲ追ヒテ減縮セム。実力減縮セバ、氣象如何ニ勇猛ナルモ、技術如何ニ精熟ナルモ、強健ナル他ノ兵丁ニ一步ヲ讓ルニ至ルヤ必セリ。是レ軍事上体育奨励ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

## 第四 殖産上



國家富盛ノ根本ハ、殖産興業ノ隆盛ニ在リ、而シテ産業興隆ノ基礎ハ、國民ガ強壯ノ體軀ト進取ノ氣象トニ在リ。若シ國民ノ體軀尪弱氣象柔惰ナラムカ。如何ニシテカ産業ヲ興隆スルヲ得ム。産業興隆ナラズンバ、如何ニシテカ國家ヲ富盛ニスルヲ得ム。抑モ実業ニ従事スルモノハ、困難ヲ忍ビ、勞働ニ耐ヘ以テ春耕秋穫ノ術ヲ勉メザル可カラズ。況ンヤ我が國日々ニ版図ヲ拡張スル時ニ當リ、或ハ南海ニ炎熱ヲ凌ギ、或ハ北海ニ沍寒ヲ冒シ開拓ノ事業ヲ全クス可キナリ。然ルニ國民ノ體軀劣弱ナルトキハ、善良ノ計画ヲモ遂行スル道ナク夥多ノ資本ヲモ使用スル術ナキニ至ラム。是レ殖産興業上一日モ体育ノ忽ニス可カラザル所以ナリ。

#### 第五 衛生上

又國家ノ内憂外患ヲ予防スルヤ、陸海軍ノ備アリ。人民ノ災害罪犯ヲ予防スルヤ警察ノ設アリ。而シテ人生最重要ナル生命ヲ障害セントスル疾病ハ、其既發ノ後医薬救済ノ道アルモ、予メ之ヲ未然ニ防ク可キ體軀保護ノ事未タ完全ナラズ。是レ衛生上体育奨励ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

#### 第六 風俗上

又体育ノ振否ハ、風俗習慣ニ重大ノ關係アリ。然ルニ本邦從來ノ遊戲ハ、室内柔弱ノ者多クシテ、勇壯ナル者稀ナリ。随テ風俗因循ニ流レ、習慣固陋ニ陥リ、進取活達ノ精神ニ乏シク、其極柔弱ノ風ヲ馴致シ、滯靡ノ俗ヲ養成シ、遂ニ國家ノ元氣ヲ喪失スルニ足ラム。然ルニ世ニ体育ヲ奨励スルハ、慷慨頑陋ノ徒ヲ喚起シ、禍乱ノ端ヲ啓ク者ナリト排斥スル論者アリ。是レ大ナル謬見ナリ。蓋シ頑陋ノ徒ハ、多ク柔弱滯靡ナル風俗ヨリ激成スル者ニシテ、決シテ活達進取ノ習慣ヨリ起ル者ニ非ラザルナリ。是レ風俗習慣上、体育上奨励セザル可カラザル所以ナリ。

#### 第七 内外比較上

外国現今ノ景況ヲ通觀スルニ國民拳テ体育ニ熱心シ、政府モ又大ニ之ヲ保護ス。而シテ其然ル所以ノモノハ、富國強兵ノ源ヲ一ニ体育ニ在リト爲シ、汲々トシテ體軀ヲ強壯ナラシムルニ勉メ、体操ニ射撃ニ奨励補助至ラザルナキナリ。故ニ其体操場ノ盛大ナル射撃會ノ夥多ナル実ニ驚歎ニ堪ヘザルナリ。歐米人ノ身體ノ長大且壯

健ナル必ズシモ人種ノ異同ノミニ由ラザルヲ知ル可シ。欧米既ニ此ノ如シ。豈独我邦ノミ悠々閑過ス可ケムヤ。是レ内外比較上体育奨励ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

以上論ズルガ如ク国家ノ大体上ヨリスルモ軍事、教育、及衛生上ヨリスルモ、若クハ殖産興業上ヨリスルモ風俗改良上ヨリスルモ將タ内外比較上ヨリスルモ、体育奨励ノ緊要ナル事彰明顯著ナル者ナリ。故ニ政府ハ、一日モ速ニ大ニ体育ヲ奨励セザルベカラザルノ責任アリ。然ルニ軍備擴張ト云ヒ、諸政ノ発達ト云ヒ、国库ノ負担年ヲ逐ヒ増加スル今日ニ於テハ、特ニ巨額ノ支出ヲ為シ、自ラ体育ノ事業ヲ行ハム事遽カニ望ムベキニ非ズ。因テ現存ノ日本体育会ヲ利用シ、之ニ相当ノ補助金ヲ与ヘテ其事業ヲ拡張セシメ、併テ体育奨励ノ意ヲ示スベシ。政府体育ニ重キヲ置クノ意此ノ如クシテ、事实上ニ発頭セバ国民靡然トシテ風ニ嚮ヒ、体育ノ普及応サニ数年ヲ出ザルベシ。果シテ此ノ如クナルトキハ、国库ノ支出ハ、僅少ニシテ其実効ハ著大ナラム。是レ固ヨリ一個ノ私立団体ヲ保庇スルニ非ズ。実ニ之ヲ利用シテ以テ皇国四千余万人ノ体育ヲ奨励スル所以ナリ。

## 第二項 国库補助の貴衆両院での可決

右の建議案は翌明治三十一年の第十二議會（臨時會、五月十四日開會、六月十四日閉會）に貴衆両院議會に提出された。先ず、五月十九日に貴族院議會に「体育奨励に関する建議案」が、次いで五月二十三日に衆議院議會に「日本体育会国库補助建議案」が提出の運びとなっている。審議に付されたのは両院とも五月二十三日で、その午前中に貴族院において、続いて午後には衆議院にて審議・可決されている。なお、これまでの研究書では当該の建議案は衆議院（五月二十三日）での審議・可決の後に、貴族院（五月三十一日）で審議・可決したとされているが、後述するように、衆議院での審議内容から推してみると、その議案が審議・可決をみたのは同日に貴族院、衆議院の順

であつたとみなければならぬようである。

貴族院における次の議案は岡部長職、久保田讓、木下広次、本田親雄外九名が発議者となつて提出され、久保田がその主旨説明を行つてゐる（『帝國議會教育議事総覧』第一冊）。

#### 体育奨励に関する建議案

国家富強の本源は国民の壯健なるに在り国民をして壯健ならしむるは身体の運動を盛ならしむるより先なるはなし是れ方今宇内各国の相競ひて体育を奨励する所以なり

今や我帝國は戦後の経営として軍備を拡張し実業を興起し教育を振作し以て世界の競争場裏に立ち列国と駢馳せんとするに当り体育を奨励して其の普及を図るは實に焦眉の急務なり況や輓近国民の体格漸く旺盛ならざる徴候あるに於てをや

政府は速に体育奨励の爲めに諸般の設備をなさざる可らず就中体操教員を養成して学校生徒の体育を完全ならしむるは一日も之れ忽にす可らず

有志者の設立に係る日本体育会は會員一万二千を有し明治二十四年以来国民体育の事を以て任とし拮据勵精して諸般の計画を爲し現に体操練習所を設け体操教員を養成して公私学校の需要に供し数個の体育场、射的場、遊泳場を設け各種の技術を演習せしめ子弟の体育に裨益を与へ或は兵事講習科を設け或は雑誌を發行し孜孜として経営し漸く之を全国に普及せしめ以て大に体育の事業を拡張せんとする希望を有せりと聞く宮内省は明治二十六年中体育奨励の 聖旨を奉じて恩賜金を日本体育会に下付せられたり

政府は此時機に於て第一着手として日本体育会に相当の補助金を交付し以て大に其の事業を督勵し之れを利用して体育の普及奨励を図るべし然るときは国民の体格次第に強健に赴き軍事上に教育上に衛生上に將た殖産興業上に風俗改良上に必ず良成績を顕はすに至らん是れ費す所寡少にして得る所の結果著大なるべく最も時宜に

適せる好処置なるべし

政府は速に本議を納れ体育の奨励を實行せられんことを切望す依て茲に之を建議す

右の建議に對する久保田の主旨説明は微に至り細に及んだ。内外の体育に関する知識の広さを披露する一方で、徴兵入隊者の体格、学生の体格、女子の体格などの現状を説き、国がこの問題に積極的に取り組むべきことを訴えた。しかしこの事業に国が直接係わると巨額の費用を要するので、私的機関であり、その実績もある日本体育会に援助すれば、十五、二十万円で済んでしまふとも主張している。このような主張は、もちろん、日本体育会に国から補助金を交付させるために取られたものであるが、親方を変えれば国家の事業を日本体育会に肩代わりさせんとするものであつたともいえる。久保田議員の開陳するところの一部を次に引いておくことにしよう。

即ち体育と云ふことは國家の發達上、生存上、實に至大至重の關係を有するものでありまして體育が國家に及ぶ影響は決して輕々に看過することは出来ませぬ、茲に有志者の設立に係る日本体育會と云ふものがある其會員が一万二千ありまして閑院宮殿下を總裁に戴き野津陸軍大將、黒川中將、川村中將杯が之を率ゐて居られて其他文武官、士農工商を問はず全國の人が大に皆之に贊同を致して居ります、且つ宮内省から奨励の思召を以て特に御下賜金がございます。さうして明治二十四年以來只今申述べました所の國民體育の事を以て任じて居ります、此幹事に日高と云ふ人があつて其他の職員皆非常の熱心を以て此事に従事して拮据勉勵を致して居つて種々な計画を致して居る、其一二を申上げますれば即ち体操傳習所を此會で設けて居る、さうして体操の教員を養成致して公私立學校の需要に應じて居ります者が沢山あります、又教員の檢定試験の準備をさせるた

めに講習を致して居る、現に昨年の文部省の試験に於て体操科の合格者が十八人ありました、其中一人を除くの外皆此の伝習所で養成した者が試験に及第致して居る、……(中略)……政府は此時に於て体育奨励の方法として先づ第一著に日本体育会に相当の補助金を下付せられ且つ出来得る限りの保護を与へられたい、……(中略)……さうして此補助金の多寡及方法は政府が宜しく詳細に調査を致されてさうして決定を致されるが宜からうと思ひますが十五万円乃至二十万円の金額を政府が会に補助され、ば足りると思ふ決して大きな金ではない、若し之に反して政府が自身で簡様な事業を企てるとすれば頗る巨額の金を要しまして中々少しの金では出来ませぬ、幸に日本体育会と云ふものがあつて今日此の如き事業をして居りまするに依つて之に補助して其補助の方法を取つて参るときには費す所は至つて少ない額であるが其得る所は著大な結果を得る事が出来るであらうと思ふ、さうして又此体操学校を起すにしても政府が起さるればそれ〴〵順序方法があつて中々半年も一年では抄取られぬけれども此補助の方法に依れば直に事業が進行して行くことが出来る、所謂捷徑である加ふるに国家多事国費多端財政困難の今日に於ては最も適當した所置であらうと思ふ

次いで、衆議院に提出された議案とその審議について見てみよう。当該の議案は小室重弘議員外十一名の連記によつて提出されている。主旨説明は小室が担当し、日本体育会の会員の工藤行幹が国家財政上から反論した。しかしこの反論も本議案が可決されれば政府によつて予算組みがなされることになり、翌年度の予算の決定を見ていない段階での審議・可決は国の予算措置において好ましくないとするものであつた。日本体育会に国庫補助金を交付すること自体に反対したのではなく、審議・可決の時期を問題にしたのである。本建議案は貴族院における建議内容と比してみれば次の如く極めてシンプルにまとめられこそしているが、補助金の額と補助期間を明示するなどその提案は大変具体性に富んでいた。

### 日本体育会国庫補助建議案

国家は民人を以て成る民人の体軀強健にして是に強健なる国家あり国民体育の一日も忽にす可らざる復た言を待たず熟々惟ふに我國開国進取の宏謨を駆け国家の全力を挙げて欧米諸国と文明世界の競場に角逐するの今日に於て国民体育の宜しく大に振起す可くして而して振起せざるものあるは本員等の頗る遺憾とする處なり。

日本体育会は明治二十四年以来或は体操練習所を設け体育の教師を公私立学校に供給し或は体育場、射的場、游泳場等を設け或は兵事講習科を設け或は雑誌を刊行し其国民体育の振興に於ける頗る務めたるものあり今や其の会員全国に至る者一万二千余人前途の事業甚だ有望なりと為す。

故に政府より五箇年を期し毎年三万円を日本体育会に交付し以て国本を扶植するの目的を達せしめむことを定む。

及建議候也。

この建議案の提案理由の説明に小室議員が当たっているが、その一部を『帝国議會教育議事総覧』（第一冊）より抜粋しておくことにしよう。

諸君、茲に私共が提出しました所の日本体育会に国庫補助を致すと云ふ建議案に就きまして、提出の理由を述べやうと考へます。此問題は今日も貴族院に同じ趣意を以て提出されたのでありますが、貴族院では満場一致を以て此問題を通過せしめられたと云ふことを承知しました。吾々は実に満足に堪へぬ。上院の諸君が斯の如く日本の教育上に就いて力を用ひられ、心を勞せられると云ふことは甚だ満足致すでございませぬ。願くは

此衆議院に於きましても、吾々の建議案の恙なく通過あらんことを希望するのであります。尤も教育上の議論の如きものは随分珍重な問題でござりまするから、或は私共の説明が、諸君等のために倦怠を買ふかも知れませぬけれども、併しながら一と通りは申上げて置かなければならぬと思ひます。．．．（中略）．．．元來文部省は諸君が知らるゝ通り甚だ無能力と申しては失礼かは知らぬが、権力が弱い、文部省が其教育機関の上に於て、日本の諸政の上に於て、諸々の政事を為す上に於て、勢力の乏しいことは、諸君の知らるゝ通りでございます、併しながら文部省に於ても、何れ相當の考が有るでございませう、学者も沢山あるから斯う云ふことに骨を折ることも成りませうけれども現時に於ては何事も為し得ない、偕て我国に於て同志の者が集つて、日本体育会と云ふものが成立つて居る此日本体育会に向つて若干の補助を与へると云ふことをせねばなるまいと思ひます。．．．（中略）．．．斯う云ふ組立て、目的で、斯う云ふ事業を為しつゝ、ございまして、是より段々此会を盛に致しまするならば、全国の各府県に及し、又は各都市に及して行ふことになりませう、然るときは今日尚ほ忽諸に付せられて居るとも云ふべき体育の事業を盛に致して行くことが出来るけれども、如何せん今は唯會員其人が力を併せて僅かなる資本を併せて僅かなる資本を併せて為して居るのであります、爲すべき事業は多々益々ございまして、それを為すことが出来ないと思ふのは、誠に遺憾なことでございます、それ故に国庫より年々三万円の補助を与へて以て此目的を達せしめんことを希望する訳でございます、又貴族院に於ても今日此案を満場一致にて通過した次第でございまして、諸君方に於いて御賛成下されて、此建議案は何卒即決に付せられ可決確定せられんことを偏に希望する訳であります。

これに対する反対意見は工藤行幹議員からなされた。工藤の意見は体育会に補助金を交付することにむけられたのではなく、政府の予算組みのあり方にあつた。その意見の中に当時の日本体育会の社会的地位をよく示している発言も見受けられるので、多少長くなるが反対意見と併せて引用しておくこととしよう。

私は本案に反対する者でございますから、一応其反対する理由を述べやうと思ひます、而して其前に當つて私が少し御断りして置きたいと思ふのは、此体育会此のものに就いて善いものであるか悪しいものであるか、此ものに就いて反対するかと云ふ御疑があるかも知れませぬが、決して私がさう云ふものじやない、己に私も此体育会の一人であつて、毎月幾らづゝか金を出してあるでございます、然れば体育会の必要なりと云ふことは、只今提出者の述べられた理由位のは、私も疾くより知つて居る是は必要なことであると思ふ、又此案に就きましては既に百四十何人程賛成者がある、斯の如き賛成者のあるのに、茲に私が反対の言を申して見た所が、或は螳螂の龍車に抗するかも知れないけれども、実に国家のために私が己むを得ない場合に至りましたから、此に反対の意見を述べやうと思ふ、今朝——今日の昼前に於ては、貴族院に於ても此案の通過したことを目撃して居るでございます、斯う云ふ勢にも拘らず之を云ふのは、蓋し私が深く考ふる所がある、即ち此案の格別重大なものぢやないに拘らず、斯の如く多数の賛成者があると云ふものは、畢竟是は体育会と云ふ其のもの、名が善いのと、或は会員諸君が名望のあるとに依つて是に賛成すると云ふと、誠に人気問題には極く都合が宜しい、故に賛成者が多いだらう、及会員なる人はなか／＼熱心である、吾々の所へ来て軍人風の人杯は度々参つて、是非此補助のことに——國家から補助することに賛成して呉れろと云ふことは、度々私共談ぜられたことである、現に昨日あたりも手紙を以て明日の議會に是が提出になつたらば、必ず賛成して呉れと云ふことの書面がある位のことである、斯う云ふ通信が能く行届くからして、斯の如く多数の賛成者もござりませうけれども、併し諸君能く之を考へて見たなれば、前途どう云ふことになるか、若し此案にして今日は貴族院は既に通過する又此衆議院に於て之を通過したと云ふときになつたならば、必ずや政府は同意するでござりませう、同意したと云ふときには、直ちに此追加予算として又三万円の補助を出して来るかも知れない、其のときには無論既に本院が通過した日には、一も二もない金を出さなければならぬと云ふ結果になる、出して見た所が僅



に三万円金の金でございますから、五箇年やつて見ても僅々たる金である、国家の眼から見れば此金は吝むに足らぬと云ふことは、当り前であるけれども、抑々諸君今日はいづれの場合でござりませうか、即ち憲法七十一条に依つて予算不成立の場合でござりまして、此予算と云ふものは即ち前年度の予算に拠らなくちやならぬ、此の事は私が申すまでもない、．．．（中略）．．．——国家の財政の前途も見えない中に、今之を決議して置くことは、甚だ早計でないかと思ふ、恐らく幾ら体育会に賛成の諸君と雖も、人民の税を殊更に負担しても、尚ほ体育会に補助せねばならぬ必要はないと思ふ、．．．（中略）．．．——或は不急とは言へないかも知れないが、一方に体育会に補助しながら一方には給料などを減ずるは何事である、汝等の減ずると云ふ方針と此の方針とは違つて居ると云ふて「あべこべ」に向ふから攻撃を受けるかも知れない、如何にも賛成者諸君を見れば、吾々の不断最も敬畏して居る堂々たる人も沢山あり、其他有志中にも沢山ござりますけれども、或は一時此会員の運動のために是等のことに御著目もなかつたかも知れぬと思ふて甚だ婆心ながら一言を呈します、相成るべくは私は之を他日に譲られる積りで以て、当会に於ては否決せられんことを望む者でござります。

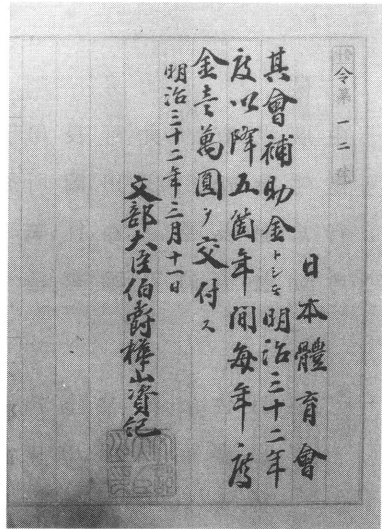
かくして日本体育会に対する国庫補助金の下付は、取り立てて大きな反対もなく、貴衆両院において可決され、本会関係者の努力が実を結んでいった。その間、貴族院議員や衆議院議員に対する攻勢は右の引用にも見えるように尋常ではなかつたようである。しかし、帝国議會議員への働き掛けの中で功を奏したのは、一つには日清戦争に弾みを得て蔓延してきた国家主義的、軍国主義的風潮が強健な日本人の養成およびその養成機関の必要性を生ぜしめていたこと、一つには閑院宮載仁親王殿下を本会の総裁に推戴していたことに求められる。いずれにせよ、日本体育会の国庫補助に関する建議案の可決は時代社会の本会に寄せる期待が如何に大きかつたのかを物語るものである。

### 第三項 国による事業命令とその内容

この時代は議会において国庫補助に関する議案が可決されたからといって、それが実施に移されるとは限らなかった。たとえば、国学院の場合であるが、明治二十八年の第九議会において「国費を以て国学院を保護するの建議案」が貴衆両院に提出され可決されたが、これが実施に移されず、第十議会に改めて「国学院補助に関する建議案」が提出され、この案が貴族院で審議未了に終わっている。結局、第十三議会に再び提出したけれども、この時も貴族院で審議未了に終わり、補助金の交付は実現しなかった。しかし、私立の教育機関に国の補助金を交付せよと議会で可決されたことは、国立に準ずる扱いを国がしたことを意味しており、この点では国学院は日本体育会とともに特異な存在であったと言わねばならない。

日清戦争後の社会の支持を取り付けたという点では国学院と日本体育会は同一の基盤にたっていたが、補助金交付は日本体育会にしかなされなかった。もつとも、建議案では毎年三万円を五か年にわたって交付するはずであったが、三万円が一万円に減額されている。しかしそれでも日本体育会は国庫補助を実現したのである。このことは同時に日本体育会が国の、具体的には文部省の管轄下に置かれたことを意味している。本来国が果たすべき機能を日本体育会が担うことになったわけである。

明治三十二年三月十一日、文部大臣樺山資紀の名で日本体育会に「日本体育会其会補助金トシテ明治三十二年度以降五箇年毎年度金壹万円ヲ交付ス」の指令書が発行され、同日、本会は九段の偕行社で補助金決定の披露式を挙行し、翌四月二十五日、帝国ホテルにて開会された日本体育会評議会の席上、宮内次官川口男爵の朗読を介して総裁宮殿下より次の令旨を拝聴している（『教育持論』五〇七号）。



国庫補助金交付指令書

為ナリ。

明治三十二年四月二十四日

かくて日本体育会は文部省の管轄下に置かれることになるわけであるが、右の令旨に見られるように、新たに本会事業を遂行するための委員会を起こして準国立的機関に相応しい団体への脱皮が図られていく。その委員会は文部省の指導の下に組織化されただけに、そうそうたる人物によって構成された。東京日日新聞の明治三十二年四月十三日付の紙面は当該委員会について次の如く報じている。

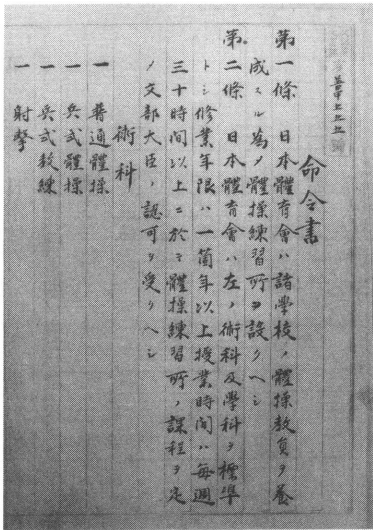
令 旨

我ガ日本体育会ハ既ニ国庫ノ補助ヲ与ヘラレ責任重大トナレリ、  
依テ今後会長ヲシテ文部大臣ノ命令ニ從ヒ諸般ノ規模ヲ拡張シ、各府県ニ支会ヲ設置セシメ体育ノ普及ヲ図リ、上下ノ冀望ニ答ヘンコトヲ期ス、  
故ニ来会各位並ニ今回委嘱セシ臨時拡張委員諸子ニ望ム、冀クハ能ク此ノ意ヲ諒シ体育ノ事業ニ協賛シ本会ノ素志ヲ達セシメンコトヲ、是レ當ニ本会ノ為メノミナス実ニ国家富強ノ基礎ヲ鞏固ナラシムガ

日本体育会総裁 大勲位載仁親王

○日本体育会の事業拡張委員 曩に国庫の補助を受けたる日本体育会は文部大臣より嚴重なる命令もありて愈、事業拡張に着手し左の通り臨時拡張委員を囑托し来る二十日頃其委員会を開くといふ

侯爵廣幡忠朝	北原雅長	有松英義	子爵青山幸宣	丸山正彦	男爵野田豁通	長岡往來	田所美治	風祭甚三郎	大庭知榮	大倉喜八郎	西澤善七	岩崎清春	石井彌六	男爵石黒忠憲
中島行考			男爵安藤直行	松田秀雄	桑田房吉	室田景辰	田中新兵衛	横井忠直	渡邊洪基	小野金六	子爵堀親篤	伊藤幹一	飯島保篤	岩崎之紀
	目賀田種太郎	佐藤正興	青木慶三郎	近森政利	安川繁成	内田嘉吉	津田彦十郎	横井鎮雄	男爵川口武定	大森敬之	大久保春野	今村清之助	石塚剛介	磯部武者五郎
	仁杉英	蜂尾勝春	青柳好愛	小林好愛	山根正次	上田萬年	永井喜炳	武田秀山	川崎實	太田峰三郎	子爵小笠原長生	長谷川泰	池上喜之助	伊藤茂右衛門
	世良田亮	鈴木眞一	阪口實行	阪口實行										



事業命令書（明治32年4月1日）

ここに委嘱された臨時拡張委員たちの主たる仕事は新規の事業に対する諮問に依るだけでなく、国の補助金が有効に使われているかどうかも併せて監督したようである。本委員会が文部大臣の嚴重な指導の下で起こされたことや、次項で取り上げる「命令書」が文部省より本会に発せられていることなどを勘案すれば、このことは容易に推察されることである。国の管轄下に置かれたということは同時に国の意図する方針にしたがわねばならないことを意味し、それだけに本会の運営は国の制約を受けることになり、これまで以上に窮屈なものになっていく。

このことは「日本体育会が政府から体育事業の依頼をうけ、政府の代行機関としてこれら事業を實行する立場に立った」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）ことを物語る。したがってその依頼は「命令書」という形で日本体育会に提示されたわけである。明治三十二年四月一日の国庫補助金の交付開始の日に、その命令書が発せられ、併せて文部省会計課長寺田勇吉名であったが、本会の黒川会長に対して、「請（誓）書」を提出するよう依頼文書が添付されている。当該の命令書は次の通りである。

文部省文書課亥普甲五五五号  
命令書

第一条 日本体育会ハ諸学校ノ体操教員ヲ養成スル為メ体操練習所ヲ設クヘシ

第二條 日本体育會は左ノ術科及学科ヲ標準トシ修業年限ハ一箇年以上授業時間ハ每週三十時間以上ニ於テ

体操練習所ノ課程ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

術科

一 普通体操

一 兵式体操

一 兵式教練

一 射擊

一 銃槍及劍術

一 室内及室外遊戲

一 遊泳及漕艇術

一 唱歌及軍歌

一 其他体操教員ニ必要ナル術科

学科

一 解剖特ニ骨格及筋肉ニ関スル事項

一 生理及衛生

一 救急療法

一 倫理

一 教育学

一 兵式教練ニ関スル学科

一 其他体操教員ニ必要ナル学科

第三條 体操練習所ニ入学セシムル者ハ年齢十八年以上ニシテ高等小学校本科准教員又ハ中学校第三学年修

了以上ノ学力ヲ有スル者タルヘシ  
練習生ノ定員ハ百名以上タルヘシ

第四條

體操練習所ニ於テハ第二條ノ術科及学科ヲ教授スルニ足ルヘキ設備ヲナシ又教員ヲ常置スヘシ第六條 體操練習所ノ教員ヲ採用セントスルトキハ教授セシムヘキ科目及給料額又ハ報酬額ヲ具シ本人ノ履歷書ヲ添ヘ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條

練習生ヨリ授業料ヲ徴取スルトキハ其金額ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第八條

日本体育会ハ體操練習所ノ外全国枢要ノ地二十箇所以上ノ模範體操場ヲ設ケ国民全般ノ体育奨励ヲ務ムヘシ

第九條

日本体育会ニ於ケル諸規則ノ制定及變更並ニ體操練習所、模範體操場ノ位置ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條

日本体育会ハ毎年二月末日マテニ翌年度ニ於ケル體操練習所及模範體操場ノ收入支出予算ヲ調製シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但明治三十二年度ノ予算ハ本年四月十五日マテニ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前年度ノ收入支出決算ハ毎年五月三十一日マテニ文部大臣ニ報告スヘシ

第十一條

日本体育会ハ本命令書執行上ニ必要ナル事項ニ就キ政府ノ監督員ノ指揮ニ従フヘシ

第十二條

日本体育会ニ於テ本命令書ニ違反シ又ハ文部大臣ニ於テ不都合ト認ムルコトアルトキハ補助金ヲ停止若クハ廃止シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ一部又ハ全部ヲ還付セシムルコトアルヘシ

明治三十二年四月一日

文部大臣伯爵樺山資紀

大臣印

この命令書が語っているように、国の日本体育会に対する主たる期待は体操練習所における体操教員の養成に置かれている。体操練習所を国の期待する体操教員養成機関として機能させようとしたわけである。これに関して、『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は、「これは、明治三十年前後から必要視された中等学校体操教員養成のための体操学校復活に対する文部当局の回答の一部であり、明治三十二年は、日本体育会に対する教員養成の指示と高等師範学校体操専修科の復活（六月）とによって、体操教員史上記憶されねばならない。」と解釈を加えている。この解釈に立てば、体操教員のための単なる練習施設として発足した「日本体育会体操練習所」は、この命令書の発令と同時に文部省管轄の『学校』（各種学校）として出発することになったといえよう。したがって、明治三十三年五月一日をもって当該の体操練習所が日本体育会体操学校に改組し、各種学校の仲間入りを果たしたのは、その命令書に基づくものであるといわねばならない。というのも体操練習所に絞って注文をつけた文部省発の命令書に則って、日本体育会の事業は、明治三十四年四月一日以降、見直されていったからである。